

厚 生 委 員 会

平成 2 1 年 3 月 1 1 日（水）

厚 生 委 員 会

日 時 平成21年3月11日(水) 午前10時00分開会 - 午後4時20分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹内委員長、川端副委員長、中原、和田、出口、奥野、小川
谷本議長、反保副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 鍛冶、辻下(文)、辻下(正)、田代

出席理事者 石田町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、
古橋住民部保険年金課長、波戸元住民部住民生活課長代理、
芦田福祉部長、大山福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
古谷福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、
中野こぐま園長兼子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹内委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席者は7名、全員出席です。ただし、小川委員は通院のため、少しおくれて参ります。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願いいたします。

それでは、3月5日の本会議において本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、質疑についての理事者の答弁は、所属部と名前を言ってからお願いいたします。

議案第2号、「平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 それでは、平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)について説明をさせていただきます。資料につきましては1ページでございます。

まず、歳入について説明させていただきます。

府支出金、府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、後期高齢者の低所得者等に係る保険料の政令軽減額の確定に伴い、後期高齢者医療基盤安定負担金212万5,000円を増額するものでございまして、補助率は4分の3となっております。

古谷福祉部子育て支援課長 続きまして、府補助金、民生費府補助金、社会福祉費補助金146万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、まずひとり親家庭の医療費の助成事業の補助金、これは2分の1の補助率でございますが、96万円を見込んでおります。

大山福祉部地域福祉課長 同じく社会福祉費補助金としまして50万2,000円の増額補正でございます。これはシステム改修等に割り振られます障害者自立支援対策臨時特例交付金の

交付上限額引き上げに伴いまして、追加交付される補助金でございます。

波戸元住民部住民生活課長代理 町債の清掃債、ごみ処理施設整備事業債 1 億 4 3 0 万円を減額するものでございます。旧ごみ焼却施設解体工事及びこれに伴う工事監理業務委託料などの入札に伴う減額、並びにリサイクル施設の建設を平成 2 1 年度に変更したことに伴う事業費の減額により、この事業の特定財源である町債を減額するものであります。なお、町債は適債事業費の 7 5 % 相当分を充当する予定であります。

以上、当委員会付託分といたしまして 1 億 7 1 万 3 , 0 0 0 円を減額するものでございます。

大山福祉部地域福祉課長 続きまして、歳出に入らせていただきます。資料の 2 ページをご参照ください。

3 民生費、障害者自立支援制度円滑導入経費としまして 5 2 万 5 , 0 0 0 円の増額補正でございます。先ほどの歳入でありました大阪府の補助金 5 0 万 2 , 0 0 0 円を見込んでおります。これは障害者自立支援法施行後 3 年の見直して、障害福祉システムを改修する必要が生じたことによる委託料でございます。平成 2 1 年度当初からサービスコードの大幅な変更と追加、新規加算事項の追加による各種入力画面、帳票の変更及び国保連合会とのデータ収受に変更が生じ、通常保守の範囲での対応が困難となったことによるものでございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉費、介護保険特別会計繰出金 2 7 0 万 4 , 0 0 0 円の減額補正でございます。内容につきましては、昨年の 1 2 月補正において介護保険システムの改修費用の特定財源が未確定であったために一般会計で全額負担していましたが、今回、特定財源の国庫補助金が確定いたしましたので、一般会計分を減額するものでございます。

古橋住民部保険年金課長 老人医療助成費、後期高齢者医療広域連合事業費としまして、後期高齢者医療特別会計繰出金 2 6 9 万 3 , 0 0 0 円を増額するものでございます。内容といたしましては、後期高齢者医療特別会計におきまして、制度周知に伴う特定財源が確保されたことによります事務費繰出金の減額 1 4 万円及び、後期高齢者医療保険料において低所得者等に係る政令軽減額が確定したことによる基盤安定繰出金 2 8 3 万 3 , 0 0 0 円の増額となっております。

古谷福祉部子育て支援課長 ひとり親医療費助成 1 9 2 万 1 , 0 0 0 円を増額補正するものでございます。これは当初予算に比しまして医療費の増嵩が見込まれますので、約 2 割程度増額補正をして、義務的経費を確保しようという内容でございます。

大山福祉部地域福祉課長　続きまして、8 健康ふれあいセンター費、センター管理費としまして 129 万 2,000 円の増額補正でございます。これは健康ふれあいセンターの浄化槽におきまして調整槽及び曝気槽のプロアー及び逆支弁が故障したことによりまして、浄化槽の運転に不都合が生じております。曝気プロアーは 2 台あり、通常は交互運転しておりますが、現在は 1 台が故障しているため、残りの 1 台で運転しております。稼働中のこの 1 台のプロアーが故障した場合、ふれあいセンターの施設内に異臭が漂うことになりまして、施設運営に支障を来すことになりますので、浄化槽プロアーの修繕料の増額補正をお願いするものでございます。

波戸元住民部住民生活課長代理　3 ページをごらんください。一番上、衛生費、清掃費、塵芥処理費の粗大ごみ処分経費 757 万 3,000 円を減額するものです。一般家庭から排出される粗大ごみや空き缶、空きびんを選別し、可燃物は美化センターにおいて焼却処分しておりますが、不燃物はリサイクル処分する業務について、昨年 6 月からの業務期間について指名競争入札を行い、ゼロ円で契約となりましたので、平成 20 年 6 月から平成 21 年 3 月までの 10 カ月分の予算計上額を減額するものでございます。

次に、リサイクル施設整備事業費で 1 億 3,907 万 4,000 円を減額するものでございます。歳入でも説明させていただきましたが、今般入札による落札減及び工事着工時期の変更により減額をするものでございます。減額対象となる項目が 4 項目からなっておりますが、備考欄の記載内容により個別に説明させていただきます。

まず、委託料で、旧ごみ焼却施設解体工事施工監理業務委託料 243 万 8,000 円を減額するものです。昨年 10 月指名競争入札を行い、落札減について、現計予算額との差額分を減額するものでございます。

次に、ストックヤード建設実施設計業務委託料 269 万 5,000 円を減額するものです。

なお、解体工事跡地に建設予定の施設は、ストックヤードとしての保管施設機能にプラスチックごみの圧縮こん包業務をあわせて実施するため、今後はリサイクル施設と表記を変えて説明をさせていただきます。昨年 12 月に指名競争入札を行い、落札減について現計予算額との差額を減額するものでございます。

次に、旧ごみ焼却施設解体工事 6,417 万 9,000 円を減額するものでございます。昨年 9 月に本工事の請負契約について議決をいただき、現在施工中でございます。本工事に係る落札減相当額について、現計予算額との差額分を減額するものでございます。

次に、リサイクル施設建設工事費につきましては、今般の事業実施に当たって必要とする特定財源が府の橋下改革により流動化したため、その影響により解体工事の着工を6カ月延期した経過がありまして、リサイクル施設の建設を平成21年度に変更することに伴う減額でございます。工事請負費の現計予算額全額を減額するものでございます。

以上、当委員会付託分、計1億4,292万円を減額するものでございます。

次に、下の地方債の補正の欄でございますが、旧ごみ焼却場の跡地に建設を予定しておりますリサイクル施設の建設年度を平成21年度に変更したことに伴い、この事業の特定財源である起債の限度額を1億6,870万円から6,440万円に変更するものでございます。

以上です。

竹内委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

出口委員 ピアツツァ5の件なんですけども、2ページの最初の健康ふれあいセンター費の中で、浄化槽ブローアーク修繕料が129万2,000円ですか、そういう形で補正予算を組まれておりますけども、実際、私がこれまでにピアツツァ5の扱い方について質問もさせてもらったんですけども、これから先も実際に建物自体もどんどんどんどん老朽化してくるという中で、まだこれ以上に修繕費とかいろいろな部分が多々補正予算で組まれるんじゃないかというふうに考えられますので、この辺も再度やっぱり、ピアツツァ5のあり方というのをもっと考えていかないかのじゃないかというふうに考えますので、その辺をどういうふうに考えておられるかちょっと返答いただきたいと思います。

大山福祉部地域福祉課長 平成18年から指定管理者制度になっておりますが、毎年大きく赤字が続いております。平成8年から開館してもう13年になりますが、故障箇所とか修理する必要がある箇所がたくさん出てきております。修繕箇所を洗い出したところ、特に緊急性を有するのが24カ所、その次にランクされるのが5カ所、超概算ですが、合計2,150万円程の修繕費が必要であると出ております。あと2年指定管理がありますが、それ以降も住民の皆さんの生活等を考えますと、できることなら少ない費用で経営を伸ばしていきたいと考えております。

出口委員 実態もよくわかるんですけど、その中で私が議員になる前からいろんな議員さんからも要請があったと思うんですけども、やはり町外、町内の入館料とかそういうものも、今実際和歌山の方も多々利用されると思いますので、その辺の格差的な部分も料金の方も考

えていかないといかんのじゃないかというふうに思いますので、その辺はひとつ要望として。ありがとうございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

中原委員 障害者のシステム改修についてお聞きをしたいと思います。

先ほどの説明の中では、今回施行後3年後の見直しということで、障害者自立支援法が始まって初めての改定になる部分も含まれておりますけれども、先ほどご説明の中で新規加算事項の追加等もおっしゃられましたが、これについては恐らく報酬が全体として5.1%引き上げになるということを指しておられるのかなと思うんですけれども、そのことについて確認をしたいと思います。

まず、私が今言った報酬5.1%の引き上げに当たるのかどうか、その点をお聞きをしておきたいと思います。

大山福祉部地域福祉課長 今回の改修で一番大きなところが、国からの障害福祉サービス費の報酬額の改定の5.1%が大きく占めております。それ以外にも、サービスコードの追加とか、支給決定が必要な加算分の追加等ございます。

以上でございます。

中原委員 この介護報酬の5.1%アップということですが、そのものの自体を決して否定するものではありませんが、この報酬の引き上げで、今介護保険同様、障害者サービスの運営をされているような事業所、施設等困難に陥っている状況があるわけですが、それに対して十分な手当と言えるというふうにお考えでしょうか。

芦田福祉部長 十分かどうかというふうに言われると、介護保険の各事業所なり、障害者の各事業所というのは非常に苦しい運営をしておりますし、実際にそこで働いておられる職員の方の給料も安いというふうに聞いております。

ただ、これは国の制度ですから、市町村がどうこうという形では言えない。結果として、実施されることについては我々としては受けざるを得ない。ただ、府とか国に対してそのようなものの改善ということを要望していくことについてやぶさかではないというふう考えております。

ただ、ここでは矛盾が生じるんですけれども、例えば事業所の従業員の方の待遇改善をするということは報酬単価のアップにつながればいいんです。報酬単価のアップにつながるということは、それだけ給付額がふえるということで、市町村の財政負担になるということなんです。必ず報酬単価のアップのときには、審議会とかで議論されるのは、そこ

のやりとりの中でどういう形でその妥協点を見出すのかというところでいつも論議になっているというふうに聞いております。

以上です。

中原委員 今、芦田部長から非常に微妙な答弁をいただいたと思っております、古谷課長は笑ってはいますけれども。笑うたらあかんことはないんですけどね。微妙な答弁というのは、市町村がどうこう言われへんと言いつつも、改善を求めることについてはやぶさかではないという表現をされて、どういうふうに受けとめたらええんか、ちょっとようわからへんところですけれども。

その後でおっしゃられた報酬のアップが市町村の負担につながる、また利用者の負担につながっていく等の、この制度上の根本的な矛盾なんですよ、芦田部長がおっしゃられたのは。ですので、これは介護保険と全く同様の制度上の根本的な矛盾というふうに考えておりますけれども、この問題については市町村でどうこうと言えない国の制度上の問題ですので、必要なところでいろんな態度表明をしていき、また改善も求めているいただきたいというところでありますけれども、今芦田部長がおっしゃったとおり、十分かどうかという点については、十分とは言えないというのが結論であるということについては、恐らく一致できるところではないかなというふうに感じるところであります。

この加算については、この制度導入以降、障害者団体等の運動もありまして、またこういう分野にかかわる労働者の運動等もありまして、一定の見直しということで今回の全体として5.1%の引き上げという反映になっておりますので、その点については評価しないわけではありませんが、加算については取れる取れないで明暗が分かれるところもありますし、また日払い制については基本的には月払い制に戻すということにはなっていないということで、根本的に事業所に苦しいもののままだということについては変わらないものというふうに考えておりますので、町内にあるこういった事業所について、本当にこの報酬のアップで事業改善になるのかという点については不安なところが残された状態となっておりますが、芦田部長がおっしゃられた中で、改善を求めていくことについてはやぶさかではないとおっしゃいましたので、その点を明確にして、市町村としても自主的な、主体的な判断をして、さらに改善を求めていただきたいと、この点についてご要望を申し上げておきたいと思います。

それから、もう1点、介護保険について、これについてもシステム改修がありますけれども、このことについて質問をさせていただきます。

この件につきましては、一般質問でもこの件にかかわった質問をさせていただいたところであります。今回のシステム改修に上がっている分については、1次判定ソフトの導入に係る経費についての費用になっておりますので、この点について1点お聞きしておきたいと思います。

一般質問でも少し触れましたが、この1次判定用のソフトが変えられるということに伴って、介護度が実態よりも軽く判定されるおそれがあるのではないだろうかということを私が申し上げて、そのことについて芦田部長は、そのことについてのみではないでしょうけれども、私が申し上げたことについて不安を感じるというふうなことはおっしゃっておられました。その点について、改めて認識をお聞きしておきたいと思います。これは芦田部長でも構いませんし、岸本課長でも構いません。

芦田福祉部長 私が不安を感じるというふうに言ったのは、国の方が調査をして、2回のモデル事業を行ったその結果について、現行の認定度よりも軽くなる人と重くなる人が出てくる。その結果を踏まえて、さらに新たな認知症加算とかがなされていって、それについてのモデルというか、それについて再度それを試行するという形ではやられてないですね。やられてなくて、いきなりというか、本番の審査のシステムを導入するというふうになっておりますので、それがどういうふうになるのかということについては不安であるというふうにお答えしてきたところです。

中原委員 ということは、一定のモデル事業がされたけれども、その検証については不十分だということで、それが実際に検証が不十分なまま実際に運用していくということについて、実態が反映されるかどうか不安だということをおっしゃっておられるのでしょうか。

芦田福祉部長 実態が反映されるという意味が、実態というのはどういうふうに把握されているかがちょっと中原委員の今の質問ではわからないんですけれども、少なくとも介護保険の場合は、例えば寝たきりだから重度で介護度が5というふうにいきなりなるかという、そうはならないわけですね。というのは、比較的元気な人であっても、介護の時間がそれだけかかるということになれば重度の認定になるわけです。そのところが実態というのが、要するに病院とかで患者さんがそういう状態であるということと、介護保険で認定をするというのが、介護の時間の全体の加算の合計時間でそれぞれ認定区分というのは決まりますから、そのところで今回の認定システムは一般質問のところでもお答えしましたように、まず基本的な介護の時間について、一番新しい18年度の全国実態調査に基づいて、介護の技術も一番当初の段階から比べて上がったと。介護の技術が上がったということは、

それだけ介護をする時間が短縮になったということですから、そこら辺の改正も当然含まれているわけです。

一方では、例えば認知症の方々についてはこれまでも改善はしてきましたけれども、比較的元気な認知症の方というのは通常からいくと歩けるじゃないかと。何もかもできるではないかという形になるけれども、認知症の方については、その方が自分のやっていることをすぐ忘れるとか、繰り返すとかいう形で、逆に時間がかかるということで、その分については加算というか、時間が長くなるとかいう、そういうような基本的なシステムの判断基準のところが一つ変わったということがあるわけですね。そのところでどういうふうになっているのかということがちょっと今、国の方が出している、市町村におりてきてる資料の中では非常にわからない。実際に調査をして、認定区分に従って状態像にチェック項目を入れていって、それをシステムの中に入れてみてどうなるのかということになるわけです。そのところが実際問題として軽い人が出てくる、重い人が出てくるというけれども、それは一番最初に申し上げたような、まず基本的なシステムの根幹のところのシステムのところで変わっているのか、あるいは1次判定のところでは今回要支援と要介護度が自動的に判別するようになりますけれども、そのところで変わっているのかということがちょっとわからない。でもトータルで変わっているということになりますので、そのところがちょっと、もし重くなってるじゃないか、軽くなってるじゃないかというふうに聞かれたときに、全く新たなシステムであるというふうに言わないと、なかなかここはこうなんでこうなんですということが言いにくいような、そういうような感じになっているのかなというふうには受け取れます。

以上です。

中原委員 ちょっと込み入った話になってきますので、ここでは余り込み入ったところまで話をしていくのもどうかというふうに思うんですけども、今芦田部長がおっしゃられたことで言うと、いろいろおっしゃっておられましたけど、例えばタイムスタディのことなんかもちっと触れて今おっしゃられておりましたが、これについても介護保険というのは施設に入所されている方が利用される介護保険のサービスもあれば、在宅での利用されるサービスもあるというのが当然ですけれども、このタイムスタディについてはどんなふうに時間をはかっているか、どういう介護サービスにどれだけの時間がかかるかというのを実際にやったものがタイムスタディとしてはかられて、それをもとにしていわゆる介護の手間ということを計算していくわけですけども、これがされたのは施設の中だけであり

まして、実際の在宅でいろんな状況がある中でのタイムスタディをやったわけではないわけで、このタイムスタディ自体が、この出発点自体が不十分であるというふうに私は考えておりますので、介護技術が進んだとかいろいろおっしゃられますけれども、この介護の手間の時間を計算していく、積み上げていくその大もとになるタイムスタディ自体に問題があるんじゃないかというふうに感じておりますので。

また、芦田部長の答弁を聞いておりましたら、全くもって介護をする側の視点にしか立っていない。介護を受ける側の視点に立っているとはとうてい思えないものであります。この今回の改定につきましても、年々改定されるごとにお粗末なものになっていっておりますけれども、今回の改定についても、介護をされる側の立場に立っているとは思えないような内容が多々ありまして、介護の手間という表現自体がそのあらわれであるというふうに私は考えております。

芦田部長の答弁で行きますと、もう介護をする側の立場にしか立っていない。もちろん介護をする側の立場を守るということも大切ですが、そこでどうやって手間を省いていくのか、時間を省いていくのか。実際に介護が必要かどうかということよりも、実際に介護がされているかどうか。もし必要であっても介護がされていない場合は、それは介護が必要ないというふうにみなして切り捨てていくような、全体としてそういう改定になっているわけで、その中の一環のこのソフトの改定ですので、私はこの件について、芦田部長の答弁が厚生労働省の言ってるのと全く同じというか、国の言いなりやというふうに感じておりまして、残念やなというふうな感想であります。この点につきましても、また今後、4月以降の認定者に対してどのような影響が出てくるのか不安に感じるところでありますけれども、できる努力を最大限やっていただきたいということをご要望申し上げておきたいと思います。

以上です。

和田委員 3ページの旧ごみ焼却施設解体工事ですけど、これ一応予算額より入札の減額でかなり

安くなったんですけど、この解体工事は順調にいったいますか。その点だけ1点ちょっと。

波戸元住民部住民生活課長代理 工期につきましては3月25日までとなっておりますけれども、

既に洗浄が終わりまして、あと解体を残すのみとなっております。また詳しい内容につきましては、この委員会終了後の中で、写真等もごらんいただきながら説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければこれで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

中原委員 先ほどお聞きしましたシステム改修について、障害者のシステム改修と介護保険についてのシステム改修についてお考えをお聞きしたところであります。

障害者のシステム改修につきましては、市町村としてどうこう言えないという立場でもありつつ、必要なところで改善を求めていきたいというお考えもお示しいただいて、一定前向きな議論ができたのかなというふうに感じておりましたが、その後の介護保険のところで、私といたしましては残念ながら答弁しかいただけなかったので、このそれぞれの制度そのものの矛盾点、またそれに振り回されて市町村としては非常に大変で、職員の皆さんも正確にいろいろな事務を遂行するに当たっては御苦労されているところと思いますけれども、そもそもの制度や改定について矛盾を感じておりますので、この件につきましては反対させていただきます。

以上です。

竹内委員長 次に、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第2号、「平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第2号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第3号、「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)につきまして、説明をさせていただきます。資料は4ページでございます。

補正予算の内容といたしましては、高齢者医療制度の見直しに伴います後期高齢者医療

システムの改修経費及び後期高齢者医療保険料の政令軽減に係る保険基盤安定納付金等について補正をお願いするものでございます。歳入歳出通して説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金といたしまして、大阪府後期高齢者医療広域連合補助金の決定に伴いまして、財源更正をするものでございまして、１４万円を減額するものでございます。

次に、保険基盤安定繰入金といたしまして、低所得者等に対する保険料の政令軽減額の確定に伴いまして、保険基盤安定繰入金２８３万３，０００円を増額するものでございます。

次の諸収入の雑入につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合補助金の決定に伴い、１４万円を増額補正をするものでございまして、長寿医療制度に関します周知の経費に充てるものでございます。

次の国庫支出金につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業補助金として３３６万円を増額をするものでございまして、長寿医療制度の見直し等に伴います後期高齢者システムの改修経費に充てるものでございます。

次に、５ページをごらんください。歳出でございます。

総務費につきましては、一般管理費としまして３３６万円を増額するものでございます。内容といたしましては、低所得者に対する保険料の９割軽減、また社会保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減の延長、及び口座振替の選択制の見直し等に対応するため、後期高齢者システムを改修するものでございます。

また、大阪府後期高齢者医療広域連合補助金の決定に伴いまして、１４万円について財源更正を行っております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者等に対する保険料の政令軽減額の確定に伴い、基盤安定負担金として２８３万３，０００円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ６１９万３，０００円を増額補正をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費補正について説明をさせていただきます。

内容といたしましては、後期高齢者医療システム改修事業について３３６万円の繰越明

許を補正するものでございます。本事業につきましては、長寿医療制度の見直し等に対応するため改修をするものでございますが、広域連合システムとデータの授受等互換性を図る必要がございます、相当の期間を要するため、平成20年度での完了が見込めないことから、繰越明許として補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

竹内委員長 ありがとうございます。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 先ほどのご説明の中で、制度の周知に係る云々という説明がありましたけれども、これは何か5月ごろに何かを周知をせいかいというおふれがあったような気がするんですけど、こういった内容の周知であったか、ちょっと記憶が鮮明でないので、ご説明をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 今回、大阪府後期高齢者医療広域連合の補助金の対象となっておりまして、全般的に周知に係る経費でございますが、その中でも口座振替の選択制についての被保険者の方へのダイレクトメール、それとか年度途中で見直しが行われました8.5割の軽減者の方、この方につきましては今現行、保険料がゼロ円という形になっておりますので、新年度から新たに徴収が始まるという徴収再開に係るダイレクトメール、それとその他、岬だより等で制度周知に努めてまいりました。それらの経費について充てるという目的で交付をされるものでございます。

中原委員 思い出しました。ご説明ありがとうございます。国保新聞に何か書いてあったなと思って、何やったかなと思ってたんです。

今回システム改修の見直し等も含まれていて、この後期高齢者医療制度については、始まった当初から国民的な批判が大変強いもので、それを反映する形として見直しに見直しが重ねられているところで、大変担当部署としては御苦労されているところかなというふうに感じるものであります。その点についてお考えを、感じているところをお聞きしておきたいと思います。

古橋住民部保険年金課長 委員ご指摘のように、制度開始後、いろんな制度見直しが行われてまいりました。低所得者への軽減の拡大でありますとか、終末期相談支援料の凍結、あるいは75歳に達した時点での高額療養費に係ります自己負担限度額の特例など、その他もろもろの改正がなされてきたところでございます。

事務方としましては、それに適切に対応していくのが精いっぱいやったなというのが実

は今感じてるところでございます。

今後の見直しにつきましては、今国の方で検討委員会を立ち上げまして、検討されているところございまして、今後についても改正された場合につきましては、適切に対応するとともに、周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

中原委員 制度の見直しが今後も起こり得ることやと思いますけれども、これまで重ねられてきた見直しについては、適切に対応するのが精いっぱいだったということで、本当に大変な御苦労があったのではないかなというふうに感じるところであります。

どうしてそんなふうに振り回されたりとか、大変な御苦労をされるのかという点なんですけれども、この制度そのものが75歳の年齢で保険者を区切ったりとか、いろんな差別的な要素を含んでいるこの制度自体に、やはり大きな問題点があるんじゃないかというふうに感じる場所なんですけれども、そのあたりについてのお考えはいかがでしょうか。

古橋住民部保険年金課長 制度そのものの部分につきましては、法律等で定められてございますので、それに基づいて適切に対応していくということでございますし、今現在も、先ほどもちょっと申し上げましたけども、国においていろんな形、いろんな方向からの検討が加えられているところでございます。私どもとしましては、その方針、あるいは法令が改正されました場合には、それに適切に対応していくというところでございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

中原委員 今いろいろとお答えいただいた中で、事務方として正確に実務をこなしていくのに精いっぱいであったと、一言でありましたけれども、相当の御苦労がございましたということではないかなというふうに感じるところであります。

この制度につきましては、再三再四にわたってご批判申し上げておりますので、この場で改めてそれを繰り返すことはいたしません、本当に住民の立場に立つならば、この制度そのものを廃止とするという立場に立たざるを得ないのではないかなというふうに感じるところであります。ですが、一つの町としましては、法律で定められており、その範囲内

で正確に執務を遂行するという限界があるというところも、先ほどのご答弁で感じたところでもありますので、非常に賛否迷うところでもありますけれども、こういう制度そのものに対してはおかしさを感じつつも、日ごろの職員の皆さんの御苦勞がおりということでしょうから、先ほどの答弁をお聞きした上で、今回につきましては賛成をしたいと思います。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第3号、「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は本委員会において可決されました。

議案第5号、「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件についてご説明いたします。

委員会資料の6ページをお願いします。歳入歳出通して説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金、介護保険事業補助金として270万4,000円の増額補正でございます。内容については、介護保険システム改修費用の特定財源が確定したことにより、国庫補助金として歳入するものでございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として1,364万8,000円の増額補正でございます。内容については、国において介護従事者の処遇改善を図り、これに伴う保険料の上昇を抑制するため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることに伴い、平成20年度において当該交付金を歳入するものでございます。

次に、繰入金、事務費繰入金として270万4,000円の減額補正でございます。内容については、介護保険システム改修費用の国庫補助金が確定したことにより、一般会計

繰入金であるその他特定財源分の270万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、次ページの方をお願いいたします。

総務費、介護保険OA経費として、予算額の増減はありませんが、介護保険システム改修に伴う国庫補助金の確定に伴い、国庫支出金とその他特財との財源更正でございます。

次に、基金積立金、介護従事者処遇改善臨時特例基金費として1,364万8,000円の増額補正でございます。内容については、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制するための交付金を、平成21年度から23年度の3カ年において、適正な管理運営を行うよう介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして1,364万8,000円の増額補正を行うものでございます。

以上です。

竹内委員長 ただいまの件について、質疑、意見ございませんか。

中原委員 介護従事者処遇改善臨時特例交付金についてお聞きしたいと思います。

この件は、新聞等でも数か月前から介護に従事しておられる労働者の皆さんの2万円賃金引き上げになるのと違うかという形でばんと最初出てきましたよね。それで処遇改善ということが名前にもついておりますけれども、この3%の介護報酬の引き上げで実際に介護労働者の賃金の底上げにつながるのかという点について、どのようにお考えかお聞きしておきたいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 今委員言われるとおり、約3%程度の報酬改定が盛り込まれたものでございます。それを反映できるかというご質問ですが、今回の報酬改定ではある一定以上、3年以上の勤続年数を有する職員の割合とか、あと特定事業所加算とかというのもございます。あくまでも事業所の方の労使関係というのがございまして、我々保険者の方から3%上がったから報酬改定してあげてという話はちょっとできないという形になっておりますので、岬町といたしましても介護保険事業者連絡会というのがございます。それを通じて今回の制度改正、また報酬改定の内容について、ご説明する予定をしております。

以上です。

中原議員 今お聞きしたとおりのことで、実際に果たして処遇改善に確実ににつながるのかという点については、大いに疑問があるというのが結論であるかというふうに感じるところであります。といいますのは、岸本課長がご答弁されたとおり、加算を受け取れる事業所や施設

については一定の条件を満たしていないと加算が取れないというふうなことでありまして、また取れたとしても、実際の給与の決定については労使にゆだねるという形に今回なっておりますので、実際に働いておられる皆さんの処遇改善にどれだけつながるのかということについては、疑問を感じるところであります。

また、このこととあわせて、一般質問、それから先ほどの介護保険のところでも少しお話ししていたその認定制度の変更にかかわって、仮に重度の要介護認定者が軽度に判定という結果が続出するというようなことが起これば、この３％の報酬の引き上げも吹っ飛んでしまうというようなことにもなりかねないような事態が予測されるというところについて、非常に懸念を感じるところでありますけれども、そのあたりも含めてお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 たびたびシステム改修でこの４月以降の認定のお話なんですけども、部長答弁の方にありましたように、まだどういう形の結果というのがはっきりとまだわからない状態の中で、介護１、２の方が要支援になられる、またサービスが低下されるのではないかという懸念なんですけども、それと報酬改定の３％分がどうかというのは、ちょっと言うて意味がわからないんですけども。

中原議員 ここに書かれている３％の引き上げ、これは当てはまったところがもらえるということでありまして、そういう当てはまるということがあったとしても、もし４月以降の改定で介護度が軽く、これ重度の介護者が多数を占めているような事業所について加算があるとかもありましたよね。せやから、そういうところが以前、従前までの介護認定のシステムやったら取れてたのに、今度の認定システムに移行したことで重度が軽度に判定されるというような結果が出てきた場合に、そういう加算が取れなくなるとかというような格好で影響が出てくるおそれがあるということを申し上げているわけなんです。だから３％の報酬引き上げがたとえ事業所に入ってきたとしても、その３％が事業者のところへ行かないで、運転資金的に回されてしまうおそれがあるというようなことを私は言ってるんですけど、意味はご理解いただけますか。

もう答弁は結構ですので、その点についても不安を感じるところでありますので、町として主体的にこの点についてはかかわっていただいて、法律的な部分で限界があって、そこになかなか挑戦していけないという限界を感じるところでありますけれども、利用者の立場に立って努力をしていただきたいということをご要望申し上げておきたいと思っております。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

中原委員 先ほど疑問に感じるというか、懸念を感じるところについては質問の中で申し上げたところであります。しかしながら、今回のこの処遇改善に係る介護報酬の引き上げ、これそのものについては、不十分ながらも評価をしたいということで、賛成させていただきたいと思います。

介護保険が始まって10年になりますけれども、3年ごとに見直された報酬ですけれども、これまで2003年には2.3%、2006年には2.4%と連続して引き下げられておりまして、今回の3%ではとてもこれまでの引き下げも取り返しがつかないというのが実態でありますし、さまざまな面で影響については心配するところがありますけれども、町として主体的にかかわっていただいて、努力していただきたいということを改めてご要望申し上げて、今回につきましては賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第5号、「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、次の開催予定は11時10分といたします。

よろしくお願いします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

竹内委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第7号、「平成21年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出それぞれ分けて審議したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

別紙委員会資料の8ページから12ページをごらんください。

歳入について、質疑、意見ございませんか。

和田委員 8ページの軽自動車税のこの滞納分ですけど、109万4,000円ということは何台分になるのか。それと何年間になってるのか、ちょっとその点だけ1点お願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 期間としては5年間でございます。そして台数についてはちょっと今調べておりますので、すみませんが後ほどお答えさせていただきます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 参考に教えていただきたいんですが、3月十何日に南海との法廷があると聞いておりますが、その分南海は20年度としては滞納がなく全部入ってるんですね。それだけ確認したいんです。

入口住民部副理事兼税務課長 滞納なしで、全額おさめていただいております。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

中原委員 資料の8ページの特別土地保有税についてお聞きします。廃目というふうに今回なってるんですが、以前お聞きした範囲ですけれども、この件については、滞納のみが残っているというふうなことを聞いておったように記憶しておりまして、回収がうまくいってないので残ってしまってるんですよというような説明を受けたように思うんですけれども、そ

の後の回収等はどうなっているのか。廃目するに当たって、滞納分はどのように処理されるものなのか、そのあたりについて確認をしたいと思います。

竹内委員長 質問をまとめて言うてください。

中原委員 続けて質問させていただきます。

同じく 8 ページの学童保育にかかわる負担金等の項目に関連してお聞かせいただきたいと思います。学童保育の対象年齢が、今現在も小学 3 年生までということになっておりますけれども、臨時的であっても小 4 以上の受け入れを何らかの形で部分的にでも実現するべきではないかというふうに考えているんですけれども、そのあたりについてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

続けて、9 ページのいわゆる住基カードについてお聞きしておきたいと思います。

来年度の予算では、住基カードの交付手数料というのは無料化に伴って項目としては上がっておりませんけれども、発行数について、推移をお聞かせいただきたいと思います。以前お聞きしたときは一定増加傾向であるというふうに聞いておりますが、その後の発行枚数の推移といたしますか、発行数の傾向をお聞きしておきたいと思います。

それから、ごみ処分手数料等の清掃手数料についてお聞きしておきたいと思います。

このごみ処分手数料というのが清掃手数料の一番上にありますけれども、これは事業系のごみの処分に係る費用というか、手数料であるというふうに以前お聞きしたところであります。これは 2 年前からでしたか、100 キログラム当たり 900 円ということで値上げをしていたと思いますけれども、この事業系のごみの排出量についてはどのような変化があるのか、お聞きしておきたいと思います。

また、この費用の設定について、今後見直しを行うというような可能性についても、以前行革委員会があった当時ですけれども、示唆されておりましたけれども、今後の見直し等についてお考えがあればあわせて確認をしておきたいと思います。

それから、その 2 つ下の臨時ごみ収集手数料について、これは車を借りて運搬してという方法で収集するものに係る手数料であるというふうに聞いておりますけれども、これは昨年の予算と比べると若干手数料、入ってくる額を多く見積もっておるように見受けられますが、このごみについては増加傾向にあるというふうになっているのか。排出量について確認をしておきたいと思います。

それから、その下の粗大ごみ等収集運搬手数料についてお聞きしたいと思います。

これにつきましては、金額、予算的には減額されているようでありますけれども、この

減額は有料化前の駆け込み的に排出された量が大きくなったために、ここではまだ少なく見積もっているのかなというふうに予測しているんですが、その予測に誤りがないか、お聞きしておきたいと思います。

まだたくさんあるんですけど、全部言うた方がいいでしょうか、委員長。

竹内委員長 そしたら、今までの分で理事者の方、ご返答をお願いいたします。

まず、特別土地保有税の廃目について。

入口住民部副理事兼税務課長 まず、この件に関する経過の内容でございます。これにつきまして、平成11年度よりF社、個人情報の問題がありますので会社名は伏せさせていただきます。F社が業績不振により本税、土地保有税でございますが、390万9,000円を滞納しております。そのため平成12年8月21日に岬町内の所有物件の土地を担保に差し押さえを行っております。その後、同物件に対して大阪市、名古屋市、和歌山市の3市が参加差し押さえを行っております。この件について、納税交渉を図ってまいりましたが、納税には至っておらない状況であります。

しかし、平成20年9月下旬に、A社により、F社を含めた6社1名の担保物件が15件、関係市町村が13団体に任意売却するため、担保解除の願い出がありました。そのため、同年10月初旬に協議し、内容を聞いたところ、F社は商業登記簿上では存在していますが、会社の実体はないということでありました。

そのため、現在、株式会社整理回収機構は弁護士を交えまして系列会社を一括して入札を行いたいという申し出があり、売却代金の一部、売却を市町が持つ延滞金を含む滞納税額で按分した金額を納付することで了承してもらえないかという相談でありました。もちろん岬町としては断りました。しかし、その後、同様に差し押さえを行っている大阪市、和歌山市、泉佐野市に問い合わせをしたところ、同じように願い出がありまして、現在の会社の実態では回収が無理であるという判断をいたしまして、その願い出を受けるという回答でありましたので、当町におきましてもそのままの状態では他市と同様に回収不能と判断いたしまして、分配金2万円をもって差し押さえを解除したところでございます。

以上が今までの経過内容でございます。

以上です。

竹内委員長 続いて、学童保育の件について。

古谷福祉部子育て支援課長 学童保育の対象年齢の例外的な取り扱いなどについてのご質問かなと思います。

私も直接お母さんからご相談を受けてるケースもございます。1件だけなんですけれども、将来的に不安やということで、ご相談を受けているケースがございます。家庭支援のひとり親家庭とかそういう方でもあるんですけども、子どもを置いてなかなか仕事に行けないと、不安であるというご相談を受けております。家庭支援の手法の一つとしてこの学童保育があるという認識をしております、学童保育だけが課題の解決ではないなという認識も一方でしております。

具体的には、実際将来的な不安やということなんですけども、課題が生じるのが平成23年度あたりだなと私も見ておりまして、この平成20年の段階で、いろんな手法がある、あるいは選択肢があるという中で、現時点で決め込んでいくのはちょっと時期尚早やなど。もう少し時間をかけて、いろんな選択肢も含めて検討はさらにしていく必要があるという現在の認識でございます。

竹内委員長 続きまして、戸籍住民基本台帳手数料、窓口手数料の件についてお願いいたします。

波戸元住民部住民生活課長代理 22ページのところで、住民基本台帳カードの発行枚数の推移でございますが、ちょっと平成17年からの数字で、平成17年度が28枚、18年度が34枚、19年度が67枚と増加にあります。平成20年度につきましては、2月末現在で67枚の発行がございます。

次に、清掃手数料ですが、ごみ処分手数料の事業系ごみの排出量の変化でございます。19年に100キロ900円ということで、4月、5月、6月ぐらいまでは非常にごみが少なかったんですけども、20年4月と比べますと、20年についてはかなりふえております。月をずっと追うごとに大体通年の量になってきております。

それから、臨時ごみの収集手数料でございますが、引っ越しとか大掃除の際に家庭から出るごみにつきまして、軽四が1台3,000円、2トンが1台9,000円という手数料をいただいておりますけれども、この臨時のごみにつきましては、昨年19年度と比べますとやっぱり減ってはきております。量的には減ってはいるんですけども、平成19年度の決算では32万1,000円でしたけれども、定着をしてきたのではないかとということで、ごみにつきましても特に大きなごみ、20年4月から粗大のごみが有料になりました関係で、この臨時のごみに一度に出す方が得といえますか、そのような傾向もございまして、ことしは一応増加傾向で予算を見込んでおります。

それから、粗大ごみ等の収集運搬手数料でございますが、20年4月から粗大ごみにつきまして500円のシールを買っていただいて、粗大ごみを家のところまでとりに行かせ

ていただくということでスタートしまして、当初、20年4月から減ってはきておりまして、量的にはかなり減る傾向にあります。

また、収入につきましてはことしの1月末現在で1,917枚を販売しておりまして、95万8,500円の入となっております。あくまでも1月末ですので、まだ2月、3月とあと2カ月集計しておりませんが、もう少し若干ふえると予測をしております。

以上です。

竹内委員長 すみません。ごみ処分手数料の値上げの件についての答えをお願いします。

白井住民部長 事業系ごみの処分手数料の今後の考え方でございますが、平成19年度に100キロ900円という内容で値上げさせていただきまして、そのとき事業系ごみの焼却に係る経費の約3分の1程度を負担していただきたいということで900円という内容で設定いたしました。事業系のごみ全体につきましては減少化傾向があるわけなんですけれども、引き続き1,000トンぐらいですか、そのぐらいの量が入ってきておりますので、それらのところを引き続き抑制を図りたい。そして、また今審議しております廃棄物処理基本計画におきましても、20%削減したいということもありまして、それらを踏まえまして手数料につきましてはある一定の段階で引き上げの方向で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

竹内委員長 ただいまの回答につきまして。

中原委員 今ご回答いただいた中で、古谷課長がおっしゃった学童保育の件でちょっと詳しく説明をいただきたいんですけども、平成23年度ごろに問題が起こってくるんじゃないかなというような、その点についてもう一度ご説明をいただきたいと思います。

それから、ごみのことについて、今いろいろごみの量について等ご答弁いただいたところでありますけれども、粗大ごみの有料化に伴って、以前私一般質問でもお聞きさせていただきましたが、不燃ごみについて、小さいものについては何とか今までどおり無料で回収してもらえないだろうかという声がずっと続いて要望が寄せられているところであります。不燃ごみについては少ない回数であっても無料で回収をしていただきたいという要望が非常に強く寄せられておりますので、この点について当時見直すつもりはないということでしたけれども、今現在のお考えや、今後についてご所見があればお聞きしておきたいと思います。

古谷福祉部子育て支援課長 個人のプライバシーに関することは余り詳しいことは申し上げられま

せんので、一般論としてお答えさせていただきたいと思います。23年度と私先ほど申し上げたのは、例えば今年度、小学校1年生で学童保育を利用されているというケースを想定いたしますと、21年度は2年生、22年度は3年生でございます。そこで23年度になると学童保育が今の制度では利用できないなという、そういう保護者さんの先の不安のご相談も受けるというケースもあるという意味で23年度と、そういうことでございます。

保護者さんからのご相談の中にはそういう家庭支援といいますが、生活支援の中ではそういう非常に先の話、あるいは昨今の不況を反映して、ご自身の職業がそのまま続けられるのかとか、私どものちょっと相談の範囲を超えるようなご相談も含めて、漠然とした不安をお持ちの方もいるなというふうに考えておりまして、そういう意味での23年度というような説明をさせていただいたところでございます。

白井住民部長 私の方から粗大ごみの件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、粗大ごみについて今担当の方から説明したわけなんですけれども、排出量は有料化によりまして相当減っております。具体的な数字を申し上げますと、平成18年度で約812トン、そして19年度で1,146トンという形で相当駆け込みがございました。そういうこともございまして、昨年4月から有料にして約1割程度しか、約88トンから100トンぐらいと今予想してるわけなんですけれども、1割程度しか収集されていない。また、有料制度が利用されていないということで、しばらくの間はこういう傾向が続くのかなということなんですけれども、その有料化の中に粗大ごみとあわせてご質問のありました不燃ごみもあわせて有料化いたしております。その不燃ごみにつきまして4月からスタートしたわけなんですけれども、やはりいろいろ各団体の方からも、特にガラスコップとかお茶わん、そして小さな金属類、そして蛍光灯とか、そういうものについて、本来一つの袋に入れていただいて、一定量たまりましたら500円のシールを張って出していきたいという方法でスタートしているわけなんですけれども、なかなかそれが徹底されていないかなという気もするんですけれども、ちょっと不法投棄という形で出されることも多々ありますので、今後そのようなところにつきまして一回見直しが必要があるんじゃないかと考えるところでございます。

また、今策定中の処理基本計画の中にも現状を踏まえた上で課題として挙げておりまして、見直しの方向でと考えております。時期等の内容につきましては、また審議会等のご意見をお伺いしたいなと考えているところなんですけれども、できましたらある一定の期間ごとに拠点回収を行うとか、そのような方法で今の見直しについて図ってまいりたいと

考えているところでございます。

以上です。

中原委員 古谷課長の言っただけの意味がわかりました。非常に個別的な案件について言っておられたということなのかなと思うんですけども、古谷課長のところにはもうすぐ学童に行かれへんようになるというような年齢の子じゃないのに、もう何年も前から先のことを心配して、入られへんように将来なるやろ、どないしようかという相談であったということでもありますけれども、それは1件だけそういう相談があるのかな。何か1件だけですけれどもと先ほどおっしゃっておられましたけれども、古谷課長のところには1件かもしれませんが、私のところには多数そういうご相談、ご要望が寄せられておりますし、中には保育所の年代のころから将来について心配して、そういう声を寄せてくる保護者もいます。3年生になった時点で、来年は入られへんね、どうしようかということで言っておられる方もおられますし、役所の担当のところへ届くのは1件かもしれませんが、それは氷山の一角でしかなくて、たくさんの方がこの件に関しては不安を感じておられるところでありますので、そのことも十分ご想像いただいて、これはできるだけ早く解決に結びつけていただきたいということをご要望申し上げておきたいと思うんです。

古谷課長がおっしゃられたとおり、この件については学童保育だけが解決方法ではないということでもありますけれども、それはおっしゃるとおりで、ほかの分野についても、一つのことをやったからすべてが解決されるということではありませんけれども、できる範囲の中で打てる手だてを打っていくということが必要でありますので、今心配で相談を寄せられているお母さんに、どういうふうにその不安を解消するか、要望におこたえしていくかということと言うと、一番有効な策としては学年を引き上げていくということであろうかと思うんです。ですので、よくご配慮いただいて、できるだけ早くこの点については実現をしていっていただきたいと強く要望申し上げておきたいと思います。

それから、ごみの件については、粗大ごみの排出量が減ってるということでありますが、これは白井部長もおっしゃられるとおり、当然の流れでありまして、有料化導入前に駆け込み的にたくさん出されたということで、今現在は減っているというところであろうかと思います。

それから、不燃ごみについて、今後の見直しの方向について一定前向きな方向がこの場でも確認できましたので、その点についてはできるだけ早く解決をしていっていただきたいというふうに感じるところであります。

白井部長のおっしゃるとおりで、不法投棄が非常にふえておりますね。私も街中を普通に車で走っているだけでごみステーションになっているところに、以前不燃ごみであったもの、もう使えなくなった電話みたいなものとか、小さいものを含めてたくさん置いてあるところもありますし、そのことに問題を感じて個人的にいろいろ、それを個人的にそのまま放置しておいてはそこにまた新たなごみを捨てられては困るということで、個人的にそれを集めておられるというような努力をされている方もいるように見聞きしておりますので、この点についてはできるだけ早く解決できるように、審議会の中での話し合いも含めて進めていっていただきたいとご要望申し上げておきたいと思います。

竹内委員長 続いて、質問。

中原委員 ９ページの款１４国庫支出金の中で項３委託金、目２民生費委託金、節１社会福祉費委託金の中で、協力・連携事務費交付金というのがありますが、これについてご説明をいただきたいと思います。

それから、９ページと１０ページの中で、９ページの国庫支出金では社会福祉費負担金として障害者医療費負担金というのがあります。それから１０ページの府支出金としては社会福祉費負担金として障害者医療費負担金というのがありますが、これは自立支援医療の国の負担分だとか、府の負担分に当たるものかなというふうに理解しているんですけども、それが昨年と比べて予算上は減らされているんですけども、この傾向についてどのように理解をしたらいいかお示しいただきたいと思います。

それから、１０ページの社会福祉費補助金の中の地域福祉・子育て支援交付金というものと、児童福祉費補助金の中の地域福祉・子育て支援交付金と同じ名称ですけども、それぞれについて説明をお願いします。

それから、社会福祉費補助金の中の身体障害者人工呼吸器用自家発電機等給付事業補助金、これは新規事業となっておったかと思いますが、これについても詳細の説明を求めたいと思います。

それから、妊婦健診ですけども、１０ページの一番下のところで、妊婦健診の公費負担、これを大幅に回数をふやせるようにいろいろと努力をされてきたところかというふうに認識をしておりますが、３回から１４回に大幅に回数はふえるというふうにお聞きしておりますけれども、回数がふえて、実際にそしたら診察を受けにいった妊婦さんは、全く自己負担をしなくてもいいのかどうなのか、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、その妊婦健診の一つ上の健康増進事業費補助金というのがありますけれども、これは保険事業費補助金という名前で去年あった補助金がこのように名前が変わったものなのか、また内容はこういったことに充てるようにというふうになっているのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 それでは、委託金の協力・連携事務費交付金の件について。

古橋住民部保険年金課長 まず、国民年金につきましては、国が行うべき事務の一部を市町村が行っておりますいわゆる法定受託事務になっております。このことから、協力・連携事務費交付金につきましても委託金の性格を有しておることから、この委託金の中に計上しておるものでございます。

内容につきましては、社会保険事務所等と連携をして、主に周知、PRに要する費用に対して交付されるものでございまして、具体的には資格取得時とか、窓口に来られたときの納付奨励でございますとか、口座振替、あるいは前納のPR、またほぼ毎月国民年金に関しての記事を岬だよりに掲載しておりますけれども、そういう岬だより等への掲載経費、あるいはパンフレットの購入費、またいろんな年金についての窓口、あるいは電話での相談に対応しておりますし、その相談に対する経費等に対して交付されるものでございます。

竹内委員長 続きまして、国庫支出金の障害者医療費負担金と同じく府支出金の障害者医療費負担金の件についてお答え願えますか。

大山福祉部地域福祉課長 障害者医療費負担金を説明します。こちらは更生医療の関係で、更生医療というのは身体障害者手帳所持者で障害程度を軽くしたり、障害を和らげるための医療給付でございます。例えば心臓疾患の場合ですとペースメーカーや、バイパス手術、腎臓の場合ですと人工透析等にかかる費用でございます。昨年の実績の2分の1が国から、同じく10ページの障害者医療費負担金923万2,000円を大阪府から、4分の1の補助となっております。

竹内委員長 続きまして、子育て支援について。

古谷福祉部子育て支援課長 私の方からは、地域福祉子育て支援交付金の件についてお答えさせていただきます。

これは、橋下府政の補助金改革の中で、今まで幾つかに分かれておった補助金を交付金という形でまとめて市町村へ交付していこうと、こういう考え方が示されまして、その中で歳入として組ませていただいたものでございます。当初、社会福祉費関係と子育て関係

は別の交付金というアイデアもあったように聞いておるんですけども、最終的には一つの交付金として大阪府としては支出されるということで伺っております。

ただ、受け取る我々の方は、社会福祉費に充当するものは社会福祉費の補助金の中で歳入を組んでおると。また、子育て支援関係について、交付金をいただくものについては児童福祉費補助金の方で予算化を行ったということでございます。

竹内委員長 続きまして、身体障害者人工呼吸器の件について。

大山福祉部地域福祉課長 資料１０ページの真ん中ほどにあります身体障害者人工呼吸器用５万円ですが、２１年４月から新規事業としまして２年間の事業で、人工呼吸器及びバッテリーの停電時等における人工呼吸器の発電機及びバッテリーの給付事業でございます。今のところ、保健所への問い合わせではゼロ件ではございますが、潜在的にいるかもしれないということで１名分つけております。大体１０万円ぐらいの金額と聞いておりますので、そのうちの半分が府からの補助となっております。

竹内委員長 次に、健康増進事業補助金について。

串山保健センター所長 健康増進事業補助金についてお答えさせていただきます。

昨年度まで老人保健法に基づいて保健事業補助金といたしまして各種健診、健康手帳の交付、健康相談、健康教育等に対する補助金を受けていましたけれども、医療制度改革によりまして特定健診に移行しましたので、特定健診を除くその他の健康づくり事業につきましては健康増進法に基づいて行うこととなりました。その補助金として歳入をしているものでございます。

竹内委員長 次に、妊婦健診公費負担について。

串山保健センター所長 今年度、妊婦健診の自己負担の追加があるのかどうかという中原委員の質問に対してお答えさせていただきます。

今年度、昨年度から補助額で言いますと１万４，９８０円、３回から、２，５００円の１４回分、妊婦１人当たり３万５，０００円ということで助成の拡充を行うこととしております。１回分の２，５００円につきましては、基本的な診察の９０％に相当するもので、ご本人様によって追加された項目につきましては自己負担の方が発生をしております。

ただ、妊婦さんの健康状態を細かく把握をするという意味では、３回から１４回に回数を増加したという部分では、非常に拡充はできたかなというふうに思っておりますけれども、金額の部分では必要な部分のご負担をいただくということで、ご理解をいただくように努めていきたいと思っております。

竹内委員長 ありがとうございました。

中原委員 今お答えいただいた中で重ねてお聞きしておきたいことをご質問いたします。

障害者医療費の負担金につきましては、更生医療ということでご説明いただきまして、理解をしたところであります。この医療費については来年度の見込みは減るというふうにお考えなのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、地域福祉子育て支援交付金についてお答えいただいたところでありますが、橋下知事にかわってからの改革の中で、この点については非常に懸念をしていたところでありまして、これまで行われていた事業が、果して交付金化されることで継続してそれらの事業が提供できるのかということについて心配しておったところでありますが、そのあたりについて、再度お尋ねをしたいと思いますので、お答えをお願いします。

それから、橋下さんの改革にかかわって、この中で4医療費の公費負担にかかわるものも含まれておりまして、橋下さんのお考えではどうも秋ごろ、11月ごろから改革を加えていこうというお考えのようですが、それがここにも反映されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、今お答えいただいた中で妊婦健診のことについては非常に努力しておられる成果がこういう形であらわれたかなというふうに感じているところでありますので、一定の自費はやむを得ないということでもありますけれども、より一層この拡充を広げていくという立場でご努力いただきたいと、ご要望を申し上げておきたいと思います。

それから、1件聞き忘れておりましたので追加してお聞きしますが、10ページの児童福祉費補助金の保育所運営費補助金、これが増額されているようでありますけれども、このあたりについてご説明を願います。

以上、お願いします。

古谷福祉部子育て支援課長 地域福祉子育て支援交付金の関係で、私の方から取りまとめてという形で答弁させていただきたいなと思います。

ご質問の趣旨は橋下府政の補助金改革によって、今後も継続した事業が展開されるのかどうかというご質問、ご不安かなというふうに思います。これは唐突というか、我々も話を聞いたときは大変不安でございました。内状を申し上げておきますと、現時点でも大阪府から実は交付要綱の案とか、事務手続についてどういうふうに申請するんや、あるいは報告するんやというようなものは事務レベルではまだかたまっていないというのが実情でございます。

ただ、大阪府の考えとしては、市町村が自由に使えて福祉の増進につながるようなものを対象に交付金を支給するんやと、こういうような考え方が示されました。予算編成に向けまして大阪府の職員と、相手さんも実は手探りの部分がありましたんですけども、それに向けて協議をしてきたということでございます。

21年度、来年度の交付金の受け取り方、充当のあり方というものについては激変緩和をしないと、大阪府もある程度これまでの事業を重視してやって、それを認めていこうという考え方でございます。

例えばでございますけども、児童福祉費関係で言いますと、今年度も実施しております家庭支援推進保育所事業費補助金、これ500万円以上でございましたが、これも来年度はその交付金の方に丸められてこれらということでございます。中身的には新規施策でもありませんし、充当先が人件費やということで、大阪府の考え方としてはちょっとぶれがあるんですけども、ただこれは20年度の特例的な考え方になるかもわかりませんが、21年度はですね。そういうことで継続して交付金の中で実施していけるというふうに思っております。

ただ、今後も、22年度以降はこの交付金の成果を踏まえて、大阪府さんの方も府民に成果を説明していくんやというふうにおっしゃってるんで、今後の協議はさらに継続してやっていくことになるのかなというふうに考えております。

それから、4公費のご質問がございました。これも私の担当はひとり親家庭の医療費と乳幼児医療ということになるんですけども、一応首長レベルでは市長会さんなり、町村会のご代表に説明があったということでございますが、事務レベルでこれについてすぐ準備ができてるんかといえ、まだ協議も進んでないところでございまして、予算上にも特に現在のところ反映はしておりません。仮に乳幼児医療なり、11月の変更ということになりますと、事務の内容を見直して、ひょっとしたら補正予算というようなこともまたお願いせざるを得ないのかなと、今のところはまだ確定したものではありません。

3点目、保育所運営費補助金でございますけども、これは率直に申し上げて20年度の当初予算、これは数字がちょっと不可思議な、たしか247万1,000円やったと思いますけども、非常に少ない数字やったんですけども、収入しておりますのは500万近く収入しておりますので、現実的には変わってないということでご理解いただきたいと思います。

石田町長 橋下改革の点について補足させていただきたいと思っております。

総額では28億円の交付金という形になっておりまして、我々町村長会の意向を十二分に汲んでいただけたと思っております。その中でなおかつ政令市を除いていただいておりますので、政令市に対する説明は知事の方が責任を持って説明するという形になっておりますので、例えばこの岬町にとっても従前の補助金の額を十分に見合うだけの交付金は21年度はちょうどいできていると思っております。あとそれをいかに我々が使っていくかという部分では、ある程度の裁量権が我々にゆだねられておりますので、その辺は十分に対応していきたいと思っております。

ただし、今後交付金化となった場合、額がどう変動するかという点はまだ懸念しておりますので、その辺は22年度以降は十二分に注視していきたいと思っております。

それと4医療公費の件につきましては、我々首長レベルで聞いている段階では、我々は従前の方式を堅持してもらいたいという形で強く要望しております。ただ、府の方からは単価のアップ等々の案で推移してると思っておりますので、その辺は先ほど担当から申し上げましたように、確定した時点ではまた補正等々の願いをせざるを得ないのかなという状況で思っております。今の傾向からすれば、単価のアップという形で進んでくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

大山地域福祉課長 障害者医療費の件ですが、この件は入院されてた方が通院になり、通院の方が死亡されたということで実績が減っております。通院の方も段階的に減ってきてるという傾向にありますので、250万円減ってきております。

ちなみに、生活保護の方が入院で人工透析をされますと1人年間約800万円要するというようになっておりますので。

以上です。

中原委員 今担当課長の方からもお答えをいただき、また町長の方からも橋下知事の改革についてのお考えが示されたところであります。

来年度に限っては何とか予算は確保できたという格好のようで、全体としてはこれまで提供していたサービスについては削ることなく提供できることになっているようにお聞きしているところであります。

しかしながら、若干中には削らざるを得ないものがあるようにもお聞きしておりますので、その点は今後また何らかの形で補っていくということもお考えをいただきたいところであります。

この改革に伴って、昨年の予算審議の予算書の中にあった補助金の名前が、来年度の予算書の中にはまた違う名前かどうか、交付金という名前でひとまとめにされて出てくるということで、私も予算書を見比べておりまして非常に難解ではありましたが、結果として来年度については一定のサービスが保証できると、継続できるということです。今後、町長がおっしゃられたその交付金についての問題意識といいますか、交付金化された場合、その額が今後減らされていくということが当然考えられますので、その点についてはよく注意もしていただきつつ、削られないようにいろんなところで要望していただきたいということをご要望しておきたいと思います。

4 医療公費につきましても、町長から発言があったとおり、現状維持を強く求めているといただきたいということをお場では求めているとお思います。あわせてこの交付金化につきましても、担当課が交付金を府から取ってくるといいますか、そのあたりの実務につきましても一定の努力が図られたと聞き及んでおりますので、その点につきましてもあわせて評価しておきたいとお思います。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 1時から再開いたしますので、よろしくお願いします。

(午前12時05分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

竹内委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

まず、先ほど和田勝弘委員の質問に対してお答えをお願いいたします。

入口住民部副理事兼税務課長 先ほど5年と言いましたが、差し押さえ物件もございますし、いわゆる平成6年分も含めまして、平成6年から滞納が発生したことでございます。

そして台数なんです、1,450台となっております。これに関しては、1台のバイクを連続して5年間滞納している分は5回とカウントすることになってますので、1,450件という大きな数字となっております。以上です。

和田委員 1, 450件ってかなり多いなと思うんですけど、理由もあってあれですけど、できるだけ努力して、少しでも少なくしていただくようお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 ありがとうございます。

竹内委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

竹内委員長 それでは、続いて歳出に入ります。

当委員会の所管にかかわる事項について審査いたします。

まず、総務費に入ります。予算書38ページの目、交通安全対策事業費、40ページから42ページの項、徴税費及び42ページから43ページの項、戸籍住民基本台帳費をござらんください。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員 予算書の40ページの徴税費についてお聞きしたい時間ですか。

竹内委員長 どうぞ。

中原委員 徴税費の固定資産評価審査委員の報酬ですけれども、昨年の予算よりは多く組まれているようで、これは委員会をいつもよりも多く開催する予定だとか、このあたりのご予定がおりか確認をしておきたいと思います。

それから、42ページの説明のところで、失礼、節19の負担金、補助及び交付金の中で、泉佐野税務協議会会費、泉佐野納税協会会費と入っておりますが、今確定申告の時期で、順調に確定申告の業務が進んでいるかお聞きをしておきたいと思います。

それから、そこをずっと下に行きまして、節23償還金、利子及び割引料のところで、町税過誤納償還金がありますが、これは以前からお聞きしている税源移譲の影響で返還できていない方がまだ残されているのではないかなというふうに思うんですけど、来年度の予算になりますので、以前残されていたお返しできていない人についての処理がその後どのように進んでいるのか、この機会に確認をしておきたいと思います。

委員長、何ページまでだったでしょうか、質問したいのは。

竹内委員長 次の43ページ、戸籍住民基本台帳費までです。

中原委員 質問は以上です。

竹内委員長 それでは、固定資産について。

入口住民部副理事兼税務課長 まず最初に、評価審査委員会の報酬がふえてるのではないかということでございます。来年度につきましては評価がえの年度でございます。すべての土地及

び家屋についての申し立てができる年でありますので、内容を確認する縦覧期間を設けて
ますので、その間に確認していただきますので審査委員会の審査もふえるのではないかな
と思ひまして、昨年より多くしております。

竹内委員長 確定申告の進捗状況について。

人口住民部副理事兼税務課長 今現在、確定申告の対応では、担当者を一人つけまして、アルバイト等応援で確定申告を受けている状況でございますが、今何のトラブルもなく、今のところは順調に進んでいるところでございます。

竹内委員長 次の町税過誤納について。

人口住民部副理事兼税務課長 次に、住民税の還付手続を終えていない方は、まだ今のところは40人から50人ぐらい残っております。それについては来年度にかけても、理由があれば還付をしたいと考えております。

以上です。

中原委員 確定申告の相談ですけれども、今何のトラブルもなく進めておりますということでありましたが、私の耳にはトラブルまでいく手前の状態であろうと思われましても、相談に実際に行かれて、指導も受けながらご本人が記入していったり、それをパソコンで打ち込んでもらって仕上げてもらったりという作業をお手伝いいただいているようですけれども、その途中でご本人が職員の誤りを発見するというような事態に遭遇したということをお聞きしております。その原因が何であるのか、その職員を特にあえて私も名前をあげるつもりもありませんし、今職員数が全体として減らされている中でありますので、そのあたりで住民さんに迷惑が及ぶような状態が生まれてきているのではないかなという危惧をしておるところでありますので、よく気をつけて、慎重にお一人お一人の相談にこたえていただくとようにご要望申し上げておきたいと思ひます。

あわせてこの件に関しましては、1月号の岬だよりで確定申告の相談についての業務の周知がなされておりました。その中で目立つものについては、公的年金を受け取っておられる方と一般の方、それぞれ3日間ずつの相談日の方は目立つんですけれども、もう片方のそれ以外の期間も16日まで対応してますと、相談を受けれますよというあたりも、別のページになってますけれども、きちっと書かれているんですけど、そこへの認識というか、周知がちょっと行き渡っていないのではないかなという印象を受けているところでありまして、と言いますのは、その3日間ずつの相談日にしか役場では相談できないと、それ以外の日は泉佐野に行かないといけないうふうに聞かれる方に、私去年も出くわ

しましたし、ことしも出くわしたんですね。それで、そのあたりの周知について、もう少し丁寧にした方がいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、そのあたりについては今後、ご検討をいただきたいと思います。

また、その3日間以外の日の相談、役場で相談できますよということについては、私名前を名乗らずに役場に電話したことがありまして、改めてちょっと日や相談の時間を確認しようと思ひまして電話させていただきまして、意図的に名前を名乗らなかったわけではないんですけど、名前を名乗らずに税務課につないでいただきました。そしたら、その職員は非常に懇切丁寧な対応でありまして、岬だよりも書いてありますけれどもということで、りんくうタウン、イオンでしたかね、あそこでも出張して相談を受けれますというようなことも含めて、非常にわかりやすく丁寧に対応してくださったので、そのような対応を全体に行き渡るようにご要望を申し上げておきたいと思います。

また、次の町税過誤納の問題ですけれども、来年度にかけても理由があれば還付するというのを今お聞きしましたので、その方向で、また御存じいただいてない方については、ご本人に状況がご理解いただけるように努力を続けていただきたいと、このこともご要望申し上げておきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。予算書の48ページから59ページをごらんください。ただし、文化センター費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑、意見はございませんか。

和田委員 何ページかわかりませんので、お尋ねしたいんですけど、今度の保育所統合についての予算がどの科目に入っているのか。とりあえず統合の予算がついてるところ、どれとどれかだけちょっと答えてくれますか。

竹内委員長 どこに入っていますかね。

古谷福祉部子育て支援課長 予算書で言いますと、56ページ以降の児童福祉施設費に計上しております。

和田委員 児童福祉施設費の中に入ってるというのは、私もこれかなと思うんですけど、この項目のどこですか。統合に関係する予算のところを聞いているんですけど、どうですか。

古谷福祉部子育て支援課長 児童福祉施設費のうち、これに統合の経費もすべて含んで計上させていただいております。例えば、賃金の中には臨時職員の賃金、これ延長とかも含めて保育士さんのもともと賃金を計上しているわけですけども、それに来年度予算では送迎バスの運転手等の賃金も計上させていただいております。その他、備品購入費におきましては、深日保育所での統合保育に備えまして、調理室の備品購入費、例えば野菜の裁断機等の備品購入費、それとエアコンの設置費とか、そういうものもろもろ統合して計上させていただいているところでございます。

和田委員 わかりました。結構です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

中原委員 予算書の４９ページ、社会福祉総務費の節１３委託料の中に、昨年の予算では相談支援充実強化事業委託金というものがありましたが、これがなくなっているんですが、そのことについてご説明をお願いします。

それから、１９の負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉協議会補助金が結構な額で減額されているように見受けられるんですが、このことに対する説明もお願いいたします。

それから、身体障害者住宅改造事業補助金、これも半減されているようなんですが、このあたりのご説明をお願いします。

それから、次のページ、５０ページなんですが、この扶助費についてはいろいろとまた名前がここも変わっておりまして、昨年の予算と見比べながら、何が何に名前が変わったのかなというのを大体想像の範囲ですけれども考えながら見せていただいたところであります。ここでは障害者の皆さんに対するさまざまな福祉サービスの利用に対する給付費ということになっているわけなんですが、ここは昨年と比べて遜色ないような予算取りになっているのか、このあたりについてご説明を求めます。

それから、５１ページの委託料の中で、高齢者等相談支援体制整備事業委託料というのが、これも予算で比較したところ半減となっているんですけども、ここについてもご説明をお願いします。

それから１５番の工事請負費、公共下水道接続工事が予算化されていますが、これはどの施設のどこに接続するのかと思ってわからないので、お示しいただきたいと思います。

その下の１９の負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉法人利用料減免事業補助金、これも減額されていますが、理由をご説明いただきたいと思います。

また、この負担金、補助及び交付金の中で、去年はあった項目でことしなくなっている

ものが2つありまして、高齢者住宅改造事業補助金というのと、大阪府の人権福祉施設連絡協議会の分担金と、この2つがなくなっているんですが、そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。

そこまでで、お答えいただいてもよろしいでしょうか。

大山福祉部地域福祉課長 相談支援充実はちょっと調べておりますので、後ほどお答えさせていただきます。

その次の社会福祉協議会補助金の減額ですが、今まで1名、町から社協に職員を派遣してたのが、社協のプロパー職員が事務局長になったということで、職員の派遣の差額となっております。

その次に、身体障害者住宅改造事業補助金の件ですが、実績として2件ございました。ふろの蛇口の交換レバーと、はき出し窓からの昇降機設置ということで合計2件あり、1件あたり20万円の補助ということで、掛ける2件分の実績で予算計上させていただいております。

竹内委員長 次は扶助費について。

大山福祉部地域福祉課長 扶助費で障害者共同生活援助給付費、グループホームなんですけども、19年9月から20年8月の実績を見まして、20年度を見込んで精神障害、知的障害という数字を拾い上げたところ、実績が457万5,000円という数字に落ちついたところでございます。

その次の、障害者共同生活介護給付費、ケアハウスの件なんですけども、これも知的障害者と精神障害者の実績で換算させていただきました。これはちょっと減額の原因がありまして、施設長の配置基準の不足、支援員の配置不足によりまして単価の見直しがあり、減額されたためでございます。

竹内委員長 中原委員の方からこの扶助費の予算について、項目があるのがなくなったり、名前が変わったりしているので、この料金で十分やっていけるのかどうかという質問もありましたので続けてお願いします。

大山福祉部地域福祉課長 3障害を一つの障害者という形でやって実績を見ておりますので、やっていける見込みと考えております。

竹内委員長 続いて、老人福祉費の委託料について。

岸本福祉部高齢福祉課長 ページ、51ページの委託料の高齢者等相談支援体制整備事業委託料、昨年在18万、今年度が9万でございます。これについては、昨年の事業内容が4項目の

相談業務を実施しておりました。それで今年度から実際に介護の高齢の部分にかかわる専門的な心の病と、あと介護の専門相談員という2つの業種に絞りまして、金額を削減をしたという次第でございます。

続きまして、工事請負費の公共下水道工事の場所については、深日の中出地区の老人憩いの家でございます。

続きまして、負担金、社会福祉法人利用料減免事業補助金が昨年よりも減っているということでございますが、これは対象人数の減ということで金額を下げております。

あと、昨年あったが今年度がないということで、高齢者住宅改造補助金ということで昨年、平成20年度はございました。21年度から予算はつけておりませんが、これも大阪府のPT案により補助事業が廃止になったということで、岬町においても廃止ということでございます。平成19年度の方の実績が3件程度でございます。平成20年度今現在で6件程度でございます。ほとんどの方が介護認定を受けて住宅改修をするという現状でございます。

それともう1点、大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金、昨年はあったけれどもことはないということで、これは今年度から大阪府人権福祉施設連絡協議会の内容の精査をしていただいて、負担金は要らないということになりました。

以上です。

竹内委員長 ありがとうございました。

中原委員 49ページの社会福祉協議会の補助金のところなんですけれど、先ほどの説明ではプロパー職員がどうか言ってはったんですけど、プロパー職員という言葉の意味がわからないので、もうちょっと私にわかるように説明をいただきたいなと思います。

大山福祉部地域福祉課長 今まで社協に町の職員を派遣しておりましたが、20年度から社会福祉協議会の職員で体制を組んだということでございます。プロパーというのは、その所属職員、向こうで育った職員ということでございます。

中原委員 今の説明をお聞きますと、今までは町から1名派遣をしていた。その人の人件費は町が払っていたというのが、社協の人に来てもらうようになったから、社協が人件費を払うということになるわけで、大阪府の社協かな。違いますか。わからんな。もうちょっと説明してもらってもいいですか。

大山福祉部地域福祉課長 岬町社会福祉協議会の人件費を含む運営費を町が負担しております。負担していると言ったらいいんですか、補助しております。その中にはもちろん事業費もあ

りますが、人件費も含まれております。現在社協の正職員は4名ですが、その当時は3名と町の職員の分を含む人件費と事業費ということでございました。平成20年4月から社会福祉協議会独自の職員で運営するということになりましたので、町の職員との差額が生じたというところでございます。

町職員の派遣をやめたので、補助金が減ったということでございます。

芦田福祉部長 すみません。先ほど大山課長の方から説明がありましたように、社会福祉協議会の人件費につきましては、これまでずっと、社協の事務局長に町の職員を派遣していました。人数自体は事務局長を含めて4人体制でやってたわけですね。ところが、もう去年から社会福祉協議会の方に町の職員の派遣をやめまして、1名減りますけども、社協の方でまた新しい人員を1人ふやしてもらって4人体制でいくと。この4人体制について補助をするという、そういうふうに変わったという、金額的に変わったということであります。

中原委員 理解をいたしました。ちょっと気にかかったのは、補助金が減らされることで人数が減ったりとか、何か事業内容に過不足が生じるということはないのかなというふうに不安に思っていたので、その点は結構です。

50ページの扶助費についてお答えあったところでありますが、その扶助費の中での説明で、制度の見直しに伴って、結局配置基準の不足によって単価が切り下げられることになったということなのかなというふうに先ほど説明を聞いていて思っていたんですが、大山課長のお言葉ではやっていける見込みであるというふうにお言葉をいただきましたけれども、今1例挙げたように、制度上の矛盾が、例えば今言った問題で言えば施設の運営にかかわってくるということでもありますので、そのあたりについては余り簡単にやっていける見込みであるというふうに考えられるのはどうかなというふうに考えるところであります。制度上の矛盾でありますので、決して町を責めるというつもりもありませんし、難しいところなんですけれども、もしこの施設が立ちゆかないという状況になれば、利用しておられる障害者の皆さんの生活自体にかかわってくる問題ですので、このあたりについてはよく施設の相談にも乗りながら、必要な改善があれば求めていくということとあわせて、町独自にも必要であれば何らかの対策を講じていくという態度が必要であろうと思いますので、そのあたりについてはご要望としておきたいと思います。

それから、51ページの高齢者等相談支援体制整備事業委託料についてご説明がありましたが、昨年は4項目で相談事業等を行っておったというのを2項目に削減したという説明でありましたが、その2項目に削減した理由についてお示しをいただきたいと思います。

それから、その後で申し上げた中で、高齢者住宅の改造事業費の補助金については、府のPT案の中でこの補助金がカットされたということで、町としても継続は難しいということの説明があったところかと思います。午前中の審議では府の改革については大まかには継続して措置していけるという見込みでありましたけれども、こういう形で断片的には不足が生じてくるということでもありますので、必要なところには町独自の対策が必要なのではないかなということを感じるところであります。今後、検討をご要望しておきたいと思います。

以上です。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢者の相談業務の中身ですけども、去年は福祉貸し付けという事業とボランティア事業という、相談業務があったんですけども、それは社会福祉協議会の方で、本来の業務の中でこなしていただくという社協さんとの打ち合わせの中で、削減したものでございます。

以上です。

大山福祉部地域福祉課長 先ほどの委託料の相談支援充実強化事業委託料のマイナスの170万円の件ですが、これは20年度だけで21年度はございません。この事業は20年度いっぱいの国の特別事業でありまして、阪南市のまつのき園に委託しております。平成20年12月に平成23年度まで延長をされましたけども、1回限り、170万円の補助金で、21年度は予算がつきません。阪南市と170万掛ける2で340万、これは人件費等に充てております。福祉サービスにつなげてない人の掘り起こしに着手しております。

21年度以降は委託料ではなく補助金として阪南市へ補助金を送らせてもらう予定になっております。

竹内委員長 よろしいでしょうか。

中原委員 今最後にお答えいただいた相談支援事業充実強化事業委託金ですけども、確かに昨年の予算の審議のときに臨時特例交付金ということで1年限りの充当であるということはお聞きしておったところであります。その内容については、相談事業をより一層充実させるということで活用されてきたかと思いますが、来年度以降、阪南市で補助金として措置されるというようなご説明でしたが、1年限りの措置とはいえ、せっかく相談事業を充実させたわけですから、それをまたもとどおりに戻すということではなくて、継続してひとまわり広げた相談事業をそのままの形で継続できるようにということが必要かと思いますが、そのあたりについて、来年度以降も同じように事業が展開されるのか、そのあた

りの保障をお聞きしておきたいと思います。

大山福祉部地域福祉課長 今の予算範囲内でやってもらえるように要請しているところでございます。

中原委員 今のお答えでは、来年度も同じように、広げてきた相談事業をそのまま継続できるのかといったことがちょっとわかりかねるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

大山福祉部地域福祉課長 阪南市と相談の結果、人を増員せずに相談支援事業をやっていただくことになりましたので、こういう結果になっております。

まつのき園さんともお話ししまして、一応できる体制を組んでくれるということで、この事業をこの金額でということになっております。

中原委員 ということは、再度確認いたしますが、昨年、拡充した相談内容、事業、それを継続して行うことができるということによろしいでしょうか。

大山福祉部地域福祉課長 委員さんの言うとおり、そういうふうになっております。

中原委員 結構でございます。予算が減らされた中で、事業を担っていただく職員の皆さんにはご苦勞をおかけするところだと思いますけれども、利用者、また相談者の立場に立って、努力をしていただきたいと思います。

委員長、あと数点お聞きしたいことがあるんですけど。

竹内委員長 ちょっと待ってください。

川端委員 ちょっと何点かお尋ねします。

48ページの障害者施策推進協議会委員報酬は、昨年に比べたら半額になっているんですけども、それについての理由と、それと49ページの戦没者追悼式の関係が出ていますけども、そのバスの借上料、去年9万円で、今年6万3,000円で、ちょっと便数が減るのかなとか、行く人数が減ってるからかなとか思ってしまうんですけども、ちょっとこの辺ね。

こういう戦没者の追悼式についても、私、去年9月の決算のときに、だんだんと参加される方が年々高齢化になって、参加者もだんだん減ってきているけども、この戦没者追悼式について、町としても、どういうふうにしていくかということを考えていかなければいけないん違うかなという質問に対し、また、いろいろこれについても検討していかなければいけないと思いますというふうに、芦田部長からも答弁いただいているんですけども、その後、何かちょっとした方向性とか、もし出ていたら教えてほしいと思います。

その手前の13の委託料のところ、障害者社会参加事業委託料が、昨年からしたら

1割減になっているんですけども、別に1割減になっても今までと同じような中身のことができるのかなということをお尋ねします。

あと20の扶助費のところ、先ほどから中原委員の質問とも重なるかもしれないですけども、ここで言うたら、障害者の方のグループホームの費用がここに出てきていると思うんです。昨年でしたら、知的障害者共同生活援助給付費という形で、計上されているんですけど、今回はまた、障害者という形で計上されているのかなと思います。現実には、このグループホーム、どういう体制でされているのかということ、ちょっと具体的に教えてほしいと思います。

質問は以上です。

大山福祉部地域福祉課長 社会福祉総務費の障害者施策推進協議会の委員報酬の件ですが、障害者福祉計画が作成されましたので、年1回でいけるという形になりましたので、1回分だけ予算計上させていただいております。

その次の追悼式遺族送迎バス借上料ですが、これは2台、観光バスみたいな大きな車を雇いまして、もう一台はマイクロバスを雇って、孝子方面に送迎していますが、そのマイクロバスを町のバスで代行するという形になりましたので、観光バス2台分の予算計上となっております。

障害者社会参加事業委託料の1割減ということですが、これは当事者団体に委託しておりまして、例えばボーリング大会とか身障者対象のミカン狩りとかを実施しております。精神知的障害者支援事業委託料と身体障害者福祉会等に委託した実績で、このように予算計上させていただいております。

竹内委員長 グループホームの体制はどうなっておりますか。

大山福祉部地域福祉課長 グループホームの体制ですか、今3カ所ございまして、白雲台と17区にございます。

知的障害者等の名前が今回消えておりまして、3障害、身体障害、知的障害、精神障害、まとめて障害者という形にまとめさせてもらっているところがほとんどになってきておりますので、こういう20年度から21年度にこういう再編という形になっております。

川端委員 追悼式の今後と言うたらいいんかな。これからの計画について。

大山福祉部地域福祉課長 戦没者追悼式に関しましては、役員さんとお話しさせていただきまして、当分の間、このまま続けていただきたいという要望がありましたので、そのまま続けさせていただきたいと思います。

川端委員 私は追悼式をなくすとか、そんなことを言っているのではないんですよ。年々参加する人が減ってきているので、もっと参加できるような方向にということを言っているんです。

あと、グループホームのことなんですけども、白雲台と１７区と、どちらかが２カ所あるということなんです。

大山福祉部地域福祉課長 言葉足らずで済みません。白雲台が２カ所、１７区が１カ所でございます。

川端委員 ありがとうございます。やっぱりこうして、何のためのグループホームか言うと、やっぱり地域の中に溶け込んでいくということなんですけども、皆さん、地域の中に溶け込んで、地域の人からも理解を得て、お互い、協力のもとにされているかと思うんですけども、その辺で、何か問題点とか出てきたらちょっと教えてほしいと思います。

大山福祉部地域福祉課長 済みません、今のところはまだそういう詳しいというんですか、トラブル的なことも耳には入ってないんです。

川端委員 まだ始まったとこなんでね。ありがとうございます。

奥野委員 私は１点だけお聞きしたいと思います。

予算書の４９ページの社会福祉総務費の小地域ネットワーク活動事業補助金、高額の８５０万円ついているんですが、これは社協の事業で、確か井戸端会議とか、その辺の活動内容だったと思うんですが、もう少しその辺の内容、詳細を教えてください。

大山福祉部地域福祉課長 小地域ネットワーク活動事業補助金は、平成２０年度までは大阪府から老人福祉費補助金として収入しておりましたが、社会福祉協議会に委託しております。この小地域ネットワーク活動には、個別援助活動とグループ援助活動という２つの援助活動がございます。皆さんご存じのとおり、個別援助活動は、見守りネットワークと深日小学校でやっておりますキッズＥｙｅばらんていあ、グループ援助活動は、各自治区でされておりましてサロン活動、共生型、共に生きる形のサロン活動、これは現在１０カ所実施しております。例えば深日でしたら「ふれあい喫茶」だとか、そういうものが含まれます。共生型サロン、淡輪でしたら淡輪老人福祉センターで行われている「ぼちぼち喫茶」とか、峰地蔵老人憩いの家で行われています「みんなのたまり場」、深日の「ふれあい喫茶」等は、共生型サロンです。共に生きるサロンの実践効果としまして、精神障害者、知的障害者の軽就労トレーニングの場、社会参加の場という機能を持っております。地域福祉を推進するための活動拠点としても役割を備えています。

２１年度からは、地域福祉交付金として再編されたもので、高齢者だけの対象から、現

在、例えば望海坂でしたら、独居老人1件しかない、乳幼児が多奈川地区より多いというところから、子どもの子育てサロンというふうに関係してきておりまして、援護を要する地域福祉ネットワーク活動の本来の形に、あらゆる世代を対象としたネットワーク活動に関係してきたというところでございます。

奥野委員 ありがとうございます。説明をお聞きしましたので、大体内容わかりまして、これは地域福祉という大きなとらまえ方ということになるのかなと思うんですが、参考に、次の51ページの中で、老人福祉の中で高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託料、これは一部重なっているところもあるんでしょうけど、高齢者の対象というふうに理解すればいいんでしょうか。

岸本福祉部高齢福祉課長 13の委託料の中の高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託料につきましては、先ほどの小地域ネットワーク活動事業とは異なり、若干ダブるところもあるんですけども、本来、岬町長生会に委託料を支払いまして、各種事業を展開してもらっているということでございます。

以上です。

奥野委員 わかりました。多少はダブるようなところもあるということですね。

出口委員 51ページの報償費の件について教えてもらえますか。

老人ホーム入所判定委員謝礼というのが上がってますけども、これはどういうふうな老人ホームを指すのか、メンバーはどういう構成になっているのか、何名かということ、それと、年に何回ぐらい開催されているのか、その辺をちょっとお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 報償費で老人ホーム入所判定委員ということで、これについては措置入所、虐待も含みます、虐待で措置をする場合は緊急を要するので、判定委員会とかは開くいとまがないんですけども、養護老人ホームとか介護施設とかに措置入所する時には判定委員会を開催いたします。

メンバー的には7人で医師会の代表の方、介護施設の方、保健センター、泉佐野保健所等々7人ぐらいのメンバーで組織しております。これについては、今まででもほとんど開催はしておりません。

以上です。

出口委員 ほとんど書類審査ですね。

岸本福祉部高齢福祉課長 書類審査というよりも、テーブルに乗ってきてないというのが現状でございます。先ほど説明しましたように、虐待事例ですと、緊急を要するので、わざわざ日

程をいついつ招集かけてしておれば、間に合わないという状況でございますので、そのときは福祉部内部、当然町長の方にも報告させていただき、緊急的に措置するという手だてを取っております。

以上です。

出口委員 今、特に岬町は高齢化になっておる中で、金額面とか、今の実態では件数がこれからふえてくる見込みになるんじゃないかなと思いますけども、その辺も含めて、実際にこういう枠内でやっていけるんですか。

岸本福祉部高齢福祉課長 件数的にふえてくるのではないだろうかということで、我々も心配しているのは、虐待問題がふえてくるのではないかというふうに危惧しております。

しかし、予算的にもこれで大丈夫かな、足りないときは補正をお願いするというところでございます。

以上です。

和田委員 ５４ページの淡輪老人福祉センター運營業務委託料、これちょっと下がったのかなと思うんです。昨年度、見てないんでわからないんですが、９４万円というのは去年と同じかどうか、１点お伺いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 ５４ページの淡輪老人福祉センター費の中の委託料、昨年と同額かということで、これは平成１８年の１０月から指定管理を行いました。金額的には昨年と同額の９４万円でございます。以上です。

中原委員 ５７ページの委託料の中で、人形劇公演委託料というものが計上されておりますが、ちょっと昨年は見当たりませんでしたので、ご説明を求めます。

それから、来年度は行政区域外保育に当たる子ども、またご家庭は発生しないということでもいいのか、そのあたりについても確認をしておきます。

古谷福祉部子育て支援課長 人形劇というのを、公演の委託料というのを組んでおります。これは午前中にもご質問ありました、地域福祉子育て支援交付金というのを活用して、子育て支援センターなりで、こういう人の集まってくるイベントを開催して、子育て支援につなげたいということを考えております。

なお、とりあえず人形劇ということで予算取りを考えておりますが、実施に当たりましては、関係者、関係団体の皆様のご意見を伺いながら、実効あるイベントなりに仕立てていきたいなあというふうに考えておるところでございます。

それから、行政区域外の保育の委託料につきましては、保育所を修了されて、小学校に

上がるというふうに聞いておりますので、今回は予算化はしておりません。

中原委員 人形劇なんですけど、毎年かどうか、私もよくわからないんですけど、保育所で合同で町民体育館とかに行って、人形劇か舞台劇か、何か見ていたような気するんですわ。それと違うということになるのか。これまでどういうふうに予算計上されてたんか、ちょっとそこもようわからへんなんですけど、ご説明いただけますか。

古谷福祉部子育て支援課長 人形劇とか、子どもさんの保育の充実ということで、そういうふうに取り組んだこともあったというふうに聞いております。ただ、非常にご承知のとおり財政が緊迫化しておりますので、なかなかそういう余裕のある事業が展開できないようになってきているというのが事実でございます。

今回、子育て支援事業として予算化、一応、人形劇という形で予算化できているのは、大阪府の子育て支援交付金なり、こういう新しい交付金を活用して、広く家庭支援につながるようなイベントをやっていききたい。今のところ子育て支援センターで実施するという想定で予算化をしておりますが、先ほども申し上げましたように、さらに実効あるものに事業を組んでいきたいなという思いではあります。

中原委員 そしたら、以前までやっていた人形劇等の観賞活動と言いますか、そういうのは、いつごろからかやらなくなっているんですか。

古谷福祉部子育て支援課長 おととしまでは、そういう保育所の児童対象の事業もやっておったということで聞いております。

竹内委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

竹内委員長 お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

竹内委員長 それでは、14時10分からの予定です。よろしくお願いします。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

竹内委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、衛生費に入ります。

予算書59ページから67ページをごらんください。

ただし、保健衛生総務費のうち水道課にかかるもの及び環境衛生費のうち下水道課にかかるものは、他の委員会の所管でございますので、除きます。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

和田委員 61ページ、インフルエンザ予防接種委託料と、その下の欄に、個別予防接種委託料の委託料2つになるのですが、これはどう違うんですか、これ1点と。

2点目は、66ページのリサイクル施設建設工事施工監理業務委託料525万と、工事請負費のリサイクル施設建設工事5,800万となっているんですが、これは同じリサイクル施設の関係やと思うんですけど、これは施設監理というのはどういう意味になるのか、普通、設計というたらわかるんですけど、監理業務委託料というのはどういうものなのか、その点、よろしく頼みます。

串山保健センター所長 それでは、インフルエンザ予防接種委託料と個別予防接種委託料の違いですけれども、インフルエンザ予防接種委託料につきましては、主に65歳以上の方の高齢者を対象とした予防接種にかかる委託料を計上しております。個別予防接種委託料につきましては、乳幼児期の三種混合、それから麻疹風疹混合、そして日本脳炎予防接種の医療機関で実施する分の経費を計上しております。その違いとなっております。

波戸元住民部住民生活課長代理 まず、66ページの工事監理業務という、その工事監理という内容と、リサイクル施設建設工事の内容でございますが、リサイクル施設建設工事につきましては、現在、解体をしております旧焼却場の跡地に建設を予定しておりますリサイクル施設で、廃プラスチックの容器包装ごみの選別、圧縮、梱包を行うものです。また、ペットボトルも現在行っておりますけれども、それも含めたリサイクル施設の建設です。

その建設工事に当たりまして、建設完了までの期間、職員にかわって工事の監督を行う業務をコンサルに委託をするものでございます。

以上です。

和田委員 これあれですか、普通のこういう事業であつたら、会社がきちっと、自分の会社でしていくんですけど、これについては、職員が見るんじゃなく、専門のそういう人に監理してもらわなあかんようになっているのかどうか。

波戸元住民部住民生活課長代理 工事の施工に当たりましては、当然、仕様書なり設計書なりがございます。その仕様書なり設計書に定められた工事が確実に行われているかというのを、本来、本町の職員が監督をして管理するべきところですけども、そういう専門的な人数の関係もございまして、できませんで、そういった業務を施工どおり完了までできている

かどうかということを、コンサルの専門家に委託をするものでございます。

以上です。

中原委員 61ページの、先ほど和田委員も聞かれておられた、インフルエンザの高齢者の方々の接種についてお聞きしておきたいと思います。

65歳以上の方で、岬町内の医療機関であれば比較的安い金額で接種を受けていただけるということで、この取り組みについては、非常に有効なものだと。やはり赤ちゃんやお年寄りが、インフルエンザの時期にインフルエンザにかかったことで、命を落とすというような危険性が高い年代になりますので、そういう意味では、有効な手段かなというふうに感じているところでありますけれども、これは岬町内の医療機関に限られているということをお聞きしておりますので、今後、例えば阪南市等、別の市町村でインフルエンザを接種された場合、償還払いをするとか、そういうことも必要ではないかなというふうに感じているところなんです、そのあたりについて、今後の受診の仕方をさらに拡大することについてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、64ページの自然海浜保全対策費の中で、役務費と委託料のところ、ごみの収集や処分についての手数料や委託料が書かれておりまして、それぞれの項目で昨年と比較しましても増減があるんですけども、全体として不法投棄がふえるというふうに町としては考えているということがあらわれているのかなというふうに受けとめているんですが、そのあたりについて、来年度予算の編成について、不法投棄の量についてはどのようにお考えになっているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、65ページの報償費の再資源集団回収報償費ですけども、これは確認をしておきたいと思います。この件については、以前までの審議の中身を振り返ったところ、当初は平成20年の4月から集団回収の報償費として、集団回収を進める団体を募集するということで、平成20年度の予算では60万円が計上されていましたが、今回30万円に減らされているというのは、この集団回収を進めていく時期の兼ね合いということになるのでしょうか、そのあたりについて確認をしておきます。

以上です。

串山保健センター所長 インフルエンザの他市での接種について、どう考えているのかという点ですけれども、現在、例えば他市に入院や入所されている方につきましては、他市依頼という形で、公文書をお出ししております。そうしますと、他市の公費で接種をしていただけるということが、泉州地域で統一した形となっております。20年度につきましても、他

市へ依頼した方が60人、また逆に岬町が他市から依頼を受けた方が87人で、こういった方につきましては、町民と同様の扱いを低価格で受けていただいているところです。

また、和歌山市につきましては、それが20年度からきかなくなりまして、実費でお受けいただくということになっております。

その61ページの19番の負担金補助及び交付金で、予防接種負担補助金ということで、8万1,000円計上いたしております。この部分につきましては、定期接種としてご依頼をしまして、実費のかかった方につきましては、償還払いをさせていただくという形をとらせていただこうと思っております。

以上です。

波戸元住民部住民生活課長代理 まず、64ページの自然海浜の役務費と委託料で、不法投棄の量の推定がこれからどうなるかということなんですけれども、不法投棄というか、処理券をつくって有料化したんですけれども、各集積場にフライパンとか食器とか、そのようなものが大量にまだ捨てられている状況です。それぞれ自治区の区長さんも非常に苦慮されて、役場の方に搬出の依頼があるんですけれども、それとあわせてこの自然海浜についても漂流物もありますけれども、不法投棄でまだ多くのごみが不法投棄されている状況です。なかなか不法投棄の量が減らないというのが現状なんですけれども、この予算の増につきましても、それはふえるであろうと予想されるものも含めて、一応予算化をしたものでございます。

それから、65ページの再資源集団回収報償費なんですけれども、これは各団体が今までどのように集めてこられた資源ごみというんですか、そのようなものによって、今まで報償費を支払っていたのですが、現在、一般廃棄物等処理計画の中でもありますように、循環型社会を進めるという中で、今後はそういう団体の育成というところに重きを置いて、そのような団体に支援をしていきたいということで、このような報償というんですか、そのような形で今回予算を計上させていただいたところです。

以上です。

中原委員 1点目の高齢者のインフルエンザ接種について確認ですけれども、ご説明いただいたところでは、他市で受けられた場合は償還払いが今後認められるという理解でよろしいんでしょうか。その1点を確認です。

串山保健センター所長 本来、高齢者の方は、ご自分のかかりつけ医で、健康状態の最もわかる先生のもとで接種を受けていただくというのが基本になるかと思います。償還払いをさせて

いただくのは、定期接種として他市で入院や入所をされていて、実費がかかった方ということで、基本的には身近な岬町内の医療機関で受けていただくということが原則となっています。

以上です。

中原委員 ということは、実施形態としては、これまでと基本的に変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

串山保健センター所長 償還払いをさせていただくのが、定期接種として依頼をした場合に、有料となる事例が発生をしてきたということです。形態としては変わりませんが、実費がかかっていた和歌山市の方については、定期接種扱いとして償還払いをさせていただくということです。

中原委員 和歌山市で入院や入所されている方の分も、和歌山市も打ち切ったということで、それに対しては手当をするということは、前向きな努力かなというふうに感じるんですけども、先ほどお答えの中でおっしゃられていたとおり、ご高齢の方というのはかかりつけ医を持っておられて、日ごろの体調ですとか、生活状態も含めてきちんと理解していただけるお医者様で予防接種も受けていただけるというのが一番望ましいということもありますし、またご高齢の方は、障害を持っておられる場合もありますので、身近なところであっても、なかなか自分では行けないような状況もあるわけですね。

私のところへのご相談があった場合でも、阪南市にかかりつけ医を持っていて、そこにはかかりつけ医ですから、定期的に行く機会が必ずあるわけなんですね。その機会を利用して、接種ができて、それが安く済めばこしたことないなあというようなご相談があったところであります。ですので、その方についても、身体に障害を持っておられて、近いとはいえ、ご自身では岬町内の医療機関に出向くことはできない。阪南市であれば、かかりつけ医なので、必ず行く機会があるというような状況がありますので、ご高齢の方の置かれている状況をよく鑑みていただいて、今後、この件について、償還払いも視野に入れて検討を重ねていただきたいとご要望申し上げます。

以上です。

小川委員 67ページの下水道整備に伴うし尿収集運搬業務継続助成金というのがあるんですが、これは一体どんな形になるんですかな。

白井住民部長 下水道整備に伴うし尿収集運搬業務継続助成金、994万9,000円ですが、この中身につきましては、下水道の整備に伴いまして、従前から行っておりましたし尿汲み

取り業者が下水道接続によりまして汲み取り件数が減ってまいりますので、その営業収益が著しく影響を受けると、そういう業者に対して補償すると、そういう根拠法令、合特法と私は呼んでいるんですけども、そういう法令ができておりまして、その法令に準じた形で岬町の公共下水道の整備に伴い、影響を受ける町内業者、し尿汲み取り業者については3社でございます。その3社に対しまして著しい影響の範囲内を補償限度額として補償するものでございまして、補償の中身としましては、3社のうち1社につきましては代替事業により、そして2社につきましては金銭補償を行っている、というような状況でございまして、平成25年まで続く予定でございます。

以上です。

奥野委員 1点だけお聞きします。最初は62ページの火葬場費、淡輪火葬場運營業務委託料が、昨年に比べて随分と予算が減っていますけれど、その減額理由を教えてください。

波戸元住民部住民生活課長代理 現在、淡輪火葬場運営につきましては、指定管理者制度の導入によりまして、委託をしておりますけれども、毎年、その年の事業計画の提出を求めています。その事業計画でマイナスとなる見込みの額というのが出てまいりまして、その金額が585万8,000円ということで、前年よりも下がっておりますけれども、その額を予算計上させていただいたところです。

奥野委員 これだけの委託でいけるという判断だと思うんですが、それに伴って上の会館、待合室ですか、あそこは当然、同じ指定管理でやられていると思うんですが、その辺の絡みもあるという内容になるんですね。

波戸元住民部住民生活課長代理 淡輪火葬場の焼却施設はもちろん、上に待合い棟がございますけれども、その待合い棟で葬儀を行う方もおられますので、ここの使用料も含めて、淡輪火葬場の運営委託として、その業者が21年度の事業計画として、収支を作成した事業計画の見込額で585万円を予算計上させていただいたものです。

以上です。

出口委員 61ページの給料の面ですけども、854万4,000円、2名の一般職給ということで予算がなってますけども、これともう1点、4、共済費、これも一般職共済組合負担金で149万3,000円あがっておりまして、その下にまた、追加費用という形で30万9,000円あがっております。実はこの3月末で15名の退職者が出る中で、どうしてこのまた追加費用とか、その2名の給料が予算で上がっているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

白井住民部長 人件費の計上につきましては、各款ごとに、その必要な職員数が配置されておりますので、その必要な職員数が各款項目ごとに分かれて、人件費が計上されておまして、ご質問いただきました環境衛生費については、2名分の人件費を計上している状況でございます、総数で161名分が各一般会計、特別会計の方で割り振りされまして、計上しているところでございます。

もう一つご質問いただきました追加費用の件なんですけども、この件につきましては、退職者と関係ないのでございまして、共済組合の年金給付と言いますのは、今の現行の共済組合法ができてから発生する年金給付に必要な費用を、個人と町が使用者としてあわせて共済組合の方に負担しているわけなんですけども、しかし、古い職員におきましては、旧共済組合の期間がございました。年金を支給するときは、旧共済期間と新共済期間と両方合わせて支給しますので、その旧共済期間に係る必要な経費については、新たに追加費用として求めるものでございまして、これが共済組合の追加費用と、そういう内容になっておりますので、ご理解願いたいと思います。

出口委員 説明はよくわかりました。その中で、要するに退職者15名の部分も、一部、この追加費用には含まれている可能性もありますよね。

白井住民部長 そういう内容ではございませんので、退職者と、退職者の中にも退職してすぐ共済の年金をもらえる方もおりますけども、これは一般論の議論でありまして、退職の年金もらうときに、先ほど説明いたしました旧共済期間に支給されている方々の必要経費を各市町村に配分する問題がありますので、退職者が今15名発生したからといって、共済組合の追加費用に何ら影響あるものでございませぬので、現在受給されている方の旧共済期間分の費用の追加費用でございまして。

川端委員 何点かお願いします。

62ページの先ほども火葬場運営業務委託料のことが出てましたけども、霊柩車委託料も去年からしたら減っているんですけど、それはどうしてかなということが1点と、次に、次の63ページの委託料で、がん検診の委託料が個別にしたらふえているのと減っているので、合計したら去年よりも1割ぐらい減っているんですね。このがん検診も検診率をアップしていかなあかんの、なぜこれを減らしているのかなということをお聞きします。

それと、あと、戻ってもらって、62ページの、15番工事請負費の墓地改修工事、これは深日の財産区から繰り入れて、深日墓地の改修工事のことだと思いますけども、具体的に改修工事の内容を教えてください。

波戸元住民部住民生活課長代理 まず、62ページの霊柩車委託料でございますけれども、町内のみでございますが、1件1万4,700円をいただいております、その65件分を計上いたしております。なかなか霊柩車をお使いいただく方も年々少なくなっておりますので、実績を勘案して予算計上をしたものでございます。

それから、同じ62ページの工事請負費の墓地の改修工事でございますが、深日墓地の方で、国道側に面している方なんです、民有地との境界がここに、ちょうど国道26号線の横にございますが、そこ町有地の間に、非常にごみが捨てられたり、また町有地が越境されたりというようなことがありますので、それを防止するためにフェンスを設置するものでございます。延長が35メートル、フェンスが下からだとかかなり高いので、2メートル50の支柱を入れて、フェンスの高さは1,800程度のフェンスを設置するというようなものでございまして、深日財産区の方からの繰り入れをお願いしたものでございます。

以上です。

串山保健センター所長 がん検診につきましては、20年度、特に対象等変更がないんですけれども、特定健診で国保の方が対象となった関係もありまして、一般の方には国保の方しか受けられないのではないかというふうな誤った情報が伝わった部分もありまして、今年度、受診数が特に落ち込んだという状況がありました。私たちにとりましても、がん検診というのはとても重要と思っていますので、ぜひ定期的にお受けいただきたいというふうに思っております。

予算が下がった部分につきましては、実績に見合った分の計上というふうになっておりますけれども、PRをしていきまして、受診数が伸びた場合には、本当に補正ができるぐらいになったらいいなというふうに担当としては思っております。以上です。

川端委員 先ほどの62ページの墓地改修工事のことなんですけれども、民有地との境界にフェンスを張ることで、ちょっと民有地の方からも、今までも民有地の方、私有地の方にも墓地が入り込んできているとか。また、お水が流れてきているとか、いろんな苦情も耳に入っているんですけれども、今回、こうしてフェンスをすることによって、今まで入ってきた苦情がきちっと解決できるのかということをお尋ねすることと、それともう一つ、先ほどのがん検診の検診率のアップなんですけれども、この間も私も会派代表質問のときに聞かせていただいた検診率のパーセントが、ちょっと今、そのときお聞きした数字を持ってないんですけれども、もうひとついい数字でなかったと思いますので、これについては、去年、20

年度が少なかったから予算を減らしたでなくて、何とか検診率をアップできるように、今おっしゃったようにPRの方をしていただいて、またそのことによって医療費も抑制されると思いますので、そこに力を入れてもらうようにお願いします。

波戸元住民部住民生活課長代理 今おっしゃっておられた墓地の改修なんですけれども、おっしゃるとおり、以前からも民有地にはみ出しているという事実を私も確認をしております。また、墓地から出る水も、ブロック積みがあるんですけれども、その水抜きから、隣の土地に流れ込んでいるということなんですけれども、まず、土地の境界確定については、もう既に終わっておりますので、今回そのフェンスを、土地の境界よりはちょっと中なんですけれども、入れて、はみ出しているところにもフェンスを張って、いついつまでに何らかの申し出がなければ撤去するというような看板を立てて、期限を区切って申し入れをする予定でございますけれども、のべ石をした状態で置いておるんですけれども、それでフェンスをして、ここまで境界だというのがはっきりわかってますので、そこにフェンスをする予定であります。ブロックの水路の方につきましては、ブロックの下に境界との若干のすき間がありますので、そこに水路を入れる予定なんですけれども、既に相手さん方ともこの前お会いをして、その辺のお話もさせていただいて、とにかくうちの方で撤去に向けての取り組みとして、まず、フェンスをして、その申し入れをするということで、一応お話をさせていただいて、鋭意解決に向けて、お互い双方お話しさせていただくということで別れておるところです。

川端委員 そしたら、よろしくお願いします。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。予算書77ページの目、都市計画総務費のうち住民生活課にかかるものをごらんください。

77ページ、意見ございませんか。

中原委員 路線バスの運行について、今後、ダイヤや停留所等について見直しなどをお考えかどうか、お聞かせをいただきます。

波戸元住民部住民生活課長代理 現在、バス路線につきましては、4路線、基本路線、淡輪畑路線、多奈川西畑路線、孝子路線の4路線を運行しております。乗降客につきましては、ほとんど大きな伸びはございませんけれども、大体似たような、18、19、20と、20は2

月現在ですけれども、データとして取りましたところ、若干は減っているんですけれども、大きな減少はしておりません。

中日臨海とも協議を、今おっしゃっていたようなダイヤの改定、それからより一層バスを利用するようなバス停とか、ダイヤの改定について協議をしていく中で、より利用していただくようなダイヤの改定もお願いをしていく予定であります。

中原委員 今後、先方といろいろ前向きにお話しいただく予定のようですので、そのときに今より利便性が高くなって、利用者の方もふえるような形で変えていっていただけるように、話し合いを進めていただきたいと思います。

以上です。

川端委員 今の中原委員との関連なんですけども、以前にも住民の皆さんの利用者の要望を受け付けるというときがありましたよね。利用者の方から、このバスについての要望を受け付けるということがあったと私は記憶しているんですけども、今回もそういうふうにして受け付けるということはあるのでしょうか。

白井住民部長 赤バスのダイヤにつきましては、原則的に利用者をふやしたいということで、まず一番ご指摘いただいております多奈川線の発着とか、あとみさき公園、淡輪駅での南海電車との接続をスムーズにして、利用者をふやしてはという形でご要望いただいてまして、それに対応しているわけなんですけども、また、それ以外にも多奈川の畑とか、支線ルートの方なんですけども、それにつきましては、今までよく病院に通院される方の診療時間とバスのダイヤの問題等々、問題にされていたわけなんですけども、それにつきましても、各医療機関が送迎の車両を走らせているということで、利用者も減ってまいりまして、今後、どのような形で見直しを図っていこうかなと考えるところでございまして、いろいろご要望いただく件につきましては、何らかの方法でまたご意見をお伺いしたいなど考えているわけなんですけども、今先に中原委員にご質問いただきましたけども、実施時期等につきましては、まず、南海線のダイヤの改正時期が次回の見直しの時期かなと考えるところでございます。それにあわせて何らかの方法で、利用者の方々にご意見をお伺いする方法等につきましても、考えてまいりたいとなと考えるところでございます。

以上です。

出口委員 今のまた関連なんですけども、記憶しているのは、確か私が6年前に議員にならせていただいて、確か補助金が3,000万円という記憶をしておるんですけども、そういう中で、6年の間に1,200万円の補助が高くなっているという形の中で、これから利用度がふ

えることは少ないであろうと思う中で、まだまだ補助金が上がっていく可能性もあるんじゃないかというふうに考えますけども、その辺の対策はどういうふうに考えておりますか。

白井住民部長 今の赤バスの運行ルートでいきますと、利用者というのは、どうしても横ばいか減少化傾向にあるのかなと考えておりまして、多奈川の方にも海釣り公園できましたし、そういう各集客施設との連絡を密にするというような形のダイヤ改正とか、新たな臨時運行とか、そういうような形で行うのが一つの方法と考えておりまして、やはり補助金が3,000万円から増額したということもありますので、町財政のことを考えますと、できる限り収入をふやさなければならぬという問題があります。こういう利用者をふやすもそうなんですけども、反対に支出の面についても見直しが必要ではないかと考えております。

今、話しさせていただきました支線の問題、これにつきましても、今後、利用者の動向等を踏まえた上で、今の現行の運行方法でいいのか、前に試行いたしましたデマンド方式の方法もいろいろ今後考える必要があるのかなと考えておりますので、利用者をふやすだけでなく、反対に経費につきましても縮減を図って、最終的に町の補助金を減らしてまいりたいと、そういう方向で会社の方と検討してまいりたいと考えているところでございます。

出口委員 説明は理解できます。今の現在、中日バスとの契約がずっと継続されていますけども、契約結ばれるときには、何社からか見積り上げてる形で、検討も重ねていますか。

白井住民部長 今、18年度から新たな5年間の運行の契約を結んでおりますので、22年が最終年度となります。その1年前に見直しの協議に入るという形の契約条項となっておりますので、22年度中に、今後どのような形で運行していくのか、またバス事業の必要性の検討もあるわけですが、そして、その中で運行していただく業者の選定につきましても、前はコンペ方式という形で取ったわけなんですけども、今後もどのような形で業者を選定していくのか、どういう方法で選考することによって、町の負担が減るのかと、そういうようなこともあわせて、いい方法を、まだ時間ございますので、検討してまいりたいと考えているところでございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

和田委員 この21年度の岬町一般会計予算については、遺族会の追悼式並びに全案件の予算すべてを賛成したいのですが、ただ1点の多奈川保育所、深日保育所への統合の予算が計上されることにより、多奈川住民と保護者の方が、最後まで望んでいた多奈川保育所存続の願もむなしく、深日保育所への統合に決定され、進んでいくようではありますが、多奈川保育所休所で多奈川が過疎化になるのが大であり、また、統合計画は20年度の10月末から21年度の3月末までと、統合期間が5カ月間と短く、その上に町行政側は、保育所の統合を1カ月いうんですか、1カ月少しだと思うんですが、決定したのは無謀であり、町長をはじめ行政の強引な統合の施策により、存続をあきらめさせられた人たちの気持ちを酌みますと、賛成しがたい。

よって、苦渋の選択ですが、反対討論といたします。

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

奥野委員 あえて賛成討論ということを申し上げたいと思います。

地元の皆さんにとっては、長年の続いた保育所であり、歴史のある保育所であると思いますが、昨年、担当課の方から説明会も何回も開催し、これから深日の統合に向けて、統合の交流事業も開催していただいて、父兄等の送迎も、車の運行も必要ないように考えていただいていると思います。ですから、新たに、今まで多奈川の子どもたちは多奈川だけだったと思いますけれど、交流することによって、また新たな子どもなり保護者なりが大きな輪がまた生まれるんじゃないかというふうに考えますので、私はこの予算については賛成といたします。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

中原委員、反対討論。

中原委員 本委員会に付託された案件について、これまでいろいろと質疑もさせていただき、お答えもいただけてきたところでありまして、当然ながら評価できる部分と、到底反対できないという部分が、この予算の中には含まれておりますので、私ども議員、私だけに限らず、恐らくほかの議員さんも賛否については悩まれるところかと思えます。

今回、付託された予算の内容に関して見せていただいたところ、妊婦検診については大幅に回数がふやされるということで、これは非常に大きく評価しておるところでありますし、先ほど申し上げたとおり、さらに拡充していただきたいというところでもあります。

また、聞くところによると、子育て支援センターにつきましては、人的にも若干ではありますが、充実させるというような努力も図られているようでありますが、しかしながら、これまで審議してきた中で明らかになった内容を鑑みますと、賛成するという立場には至らないということであります。

先ほど和田委員がおっしゃった保育所の統合については、この場で重ねては申し上げませんが、この問題については、休所ではありますが、できるだけ早期にまた再開できるようにというふうに感じているところでありますし、非常に急いで決断を下されたということについては、町独自の努力に限界がある部分もありかと思えますけれども、非常に残念に感じるところであります。

また、審議の中で、自立支援法にかかわる部分について、さまざまな場面で質問もし、お答えもいただいたところでありますけれども、この制度上の欠陥が、我が岬町にお住まいの障害者サービスを受けておられる皆さんにも深刻な影響を及ぼすことが、今後も引き続いて懸念されるところ、この点についても明らかになったところであります。

また、粗大ごみの有料化が引き続いて行われるということで、来年度についても不法投棄の処分の手数料がふやされるようでありますけれども、不法投棄の量については、増加傾向であるというふうなお答えいただいたところで、これは粗大ごみの有料化の影響も恐らくあるであろうと。住民の皆さんが心配されていた不法投棄についても、予想どおりの結果に今のところなっているということでありまして、この粗大ごみの有料化を継続する、また来年度につきましては、普通ごみの有料化も含めて審議会の中で引き続いて検討を重ねていくということでもありますので、この大きな方向性についても賛成できる部分であります。

しかしながら、橋下改革とのかかわりで町長がおっしゃっておられた補助金の交付金化、その後の交付金の額が減らされないように意見を言っていきたいと、主体的な態度表明がありました。

また、4 医療公費の助成につきましては、今後議論していくことになろうと思いますが、これにつきましても、ほかの交付金化と同じように主体的に判断をしていただいて、住民を守る立場から、町の態度を明らかにしていただいて、現状の維持を強く求めていっていただきたいということをご要望申し上げて、反対討論といたします。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、再開は15時10分から採決に入りたいと思います。

(午後 3時00分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

竹内委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、採決を行います。

議案第7号、「平成21年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

和田委員 委員長、済みません。少数意見の留保をお願いします。

竹内委員長 ただいま和田委員の意見に対して、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

竹内委員長 それでは、少数意見の留保の報告書を本委員長を通じて書面で提出してください。

議案第9号、「平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 予算書116ページから145ページをらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 129ページの款12諸収入のところで、受託事業収入として、特定健康診査等受託料というがありますが、この受託事業収入については、後期高齢者医療制度の被保険者に当たる方も、これまでと同じように町が実施する基本健診を受診できるようにするものであると昨年お聞きしておったところかと思いますが、これについては、来年度におい

ても同じような形で継続をされるのか確認をします。

それから、１３５ページの款８保健事業費の項１の委託料の中で、特定健診と、それから特定保健指導について予算計上がなされております。特定健診と特定保健指導につきましては、まだそれについて成果というほどのものが見られるような期間も達してはおりませんので、そのあたりまでお聞きするのはどうかと思いますけれども、今のところの事業の進捗状況、予定どおり進んでいるのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、基本健診にかかわってですけれども、どの項目ということではないんですが、基本健診にかかわって、若年層というか、４０歳未満の被保険者に対して、これまでは基本健診、集団が受けられない場合は、個別でも受診できたかなと記憶、ちょっと違う。私の思い違いだったら訂正してください。これまで４０歳未満の人については、基本健診で集団で受診できない場合は、個別でも受診できるのかなあというふうに思っておりまして、私、それがずっと引き続いて今も続いているんだと思っていたので、個別で医療機関に基本健診を受けようかなと思ってお聞きしたところ、今年からはできないというか、特定健診は受け付けてますけども、４０歳未満の方は受け付けてませんというふうに言われたんですが、そのあたりはどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、最後に、来年度の保険料の予想額について確認をしておきたいと思います。平成２０年度と比べて、上がるのか下がるのか、そのあたりについて予測をお聞きしておきたいと思います。

以上です。

古橋住民部保険年金課長 まず、１点目、諸収入の特定健診の受託料でございますが、委員おっしゃるとおり、後期高齢者の健康診査も国保が行います特定健康診査の中で受け入れを行うということで、それに伴います受託料を収入として受けるというものでございます。

それと、特定健診、特定保健指導の進捗でございますが、特定健診につきましては、３月３１日まで個別健診をやっておるところでございますが、今、まだ事業が進んでおるわけでございますが、今現在、手元に届いておる受診者数では７８４人受けられております。受診率に直しますと、１８．５％程度になるのかなと今考えておりまして、計画目標が２０％でございますので、若干下回る可能性はあるかなというふうに考えています。

それと、特定保健指導につきましては、現在、３６名の方について支援を行っておりまして、計画では３４人でございますので、計画人数を上回って指導をしておるという状況

でございます。

それと、若年者の特定健診でございます。若年者の特定健診につきましては、前年度までは基本健診として、委員おっしゃるように個別健診、それと集団検診、両方で健診を行っております。20年度につきましては、特定健診が導入されるということで、特定健診につきましては、ご承知のとおり社会保険も含めて各医療保険者それぞれが行うということになりまして、医療機関、特にお医者さんの現場では非常に当初、混乱を来すということが予想されましたので、若年者の部分につきましては、本年度については集団健診だけで受けさせていただくということで、事業を実施しております。

今後、若年者も以前のように個別健診も、私どもとしては、考えていきたいと思っておりますけれども、特定健診の受診の方法であるとか、健診について、もう少しなじんできた段階で考えてまいりたいというふうに考えています。

それと、保険料の来年、21年度、どうなるかということでございます。保険料につきましては、医療費の伸びに比例をして推移をするというのが原則でございます。しかしながら、昨年度の制度改正で創設をされました前期高齢者交付金等の特定財源等について、現在、概算値、いわゆる概算で算定をしております、2年後には精算はされるというものの、実態値より低い水準で算定されているのではないかなというふうに感じておるところでございます。したがって、医療費の伸びを上回る保険料の負担をお願いする必要も若干生じてくるかなというふうに考えておるところでございます。

中原委員 特定健診についてお答えをいただいたところでありますが、この特定健診につきましては、混乱も現場ではありまじょうし、当然担当の部課でもご苦労されているところだと思いますけれども、40歳未満の基本健診の個別が、いずれは受けられるようにしていきたいという方向性について、今お示しがあったところであります。基本的な考え方としては、やはり健診を受けていただいて、病が見つかった場合と言いますか、早期発見・早期治療ということが、行く行くは医療費を下げることに繋がっていくというのが基本的なお考えかと思えますし、それについては同意するものでありますので、そういう大きな方向性としては、今言っておられる方向で、個別健診について若年層も早い段階で受けられるようにということを努力していったきたいと思います。

それから、特定健診全体につきましては、まだ成果も見えにくい部分ではありますけれども、健診内容の項目等、非常にこれまでの健診に比べて、本当に病の発見に至るのかという点について不安を感じることもありますので、今後の動向というか、見ていきたい

ところだと思いますけれども、先ほど申しあげました大きな意味での早期発見・早期治療につながるように努力を重ねていただきたいと、ご要望を申し上げておきたいと思います。

それから、最後の保険料のことですけれども、制度改定があった影響もあって云々とおっしゃっておられましたけれども、医療費の伸び以上に保険料を求めなければいけないのかなあということをおっしゃっておりましたが、それはどういうことなのか、ちょっとご説明をいただきたいんですが、お願いできますでしょうか。

古橋住民部保険年金課長 先ほどもお答え申し上げたとおり、本来であれば医療費の伸びにしたがって保険料というのが推移するということでございます。ただ、前期高齢者の交付金等の特定財源については、概算で今現在算定されておるというところでございまして、その部分につきましては、20年度の実績が出て2年後、したがいまして、20年度については22年度に精算をされるということになります。

概算数値が低くなれば、その分、財源として見込めないというところが出てまいりますので、その分については2年間、一時的に保険料でご負担をいただく。ただ、2年後に実態値に戻って、正常な形になりますと、医療費が逆に伸びておっても、その部分、精算された分でふえるというふうに仮定しますと、保険料の伸びを抑制できるというところでございます。

中原委員 今、ご説明いただいたことでいくと、今後2年間については、結論的に言うと医療費の伸び以上に負担を求めざるを得ないということで、その分は2年後以降に相殺できるということによろしいでしょうか。

古橋住民部保険年金課長 医療費の伸びが一定というふうに考えますと、一時的に特定財源として入ってこなかった分が2年後には入ってくるという形になりますので、保険料についても2年後については平準化されるということでございます。

中原委員 そのことを含めて考えますと、来年度の保険料については、今年度、今現在の保険料と比べると高くなるという結論になるのでしょうか。

古橋住民部保険年金課長 当初予算ベースで保険給付費、医療費の予備が4%以上伸びておるというところでございまして、少なくとも4%以上の伸びは示す。加えまして、先ほどお答え申し上げたとおり、特定財源の決定いかんによっては、それ以上の伸びを示すであろうというふうに考えておるところでございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 反対するには忍びないという心情でありますけれども、今いろいろお聞かせいただいた特定健診のこと等も含めまして、国保の担当の職員の方々については、いろんな面でご苦勞いただいているというふうに感じておるところでありますし、それ自体については、根本的に特定健診も含めて、国保という、国民健康保険という制度上の大きな欠陥に起因するところだというふうに私は考えておりますので、そういう意味では、単独の市町村としては、努力に限界があるということもお察しはいたしますけれども、今連続して不況、生活状況はどんどん苦しくなっている中で、制度改定の影響もあってということはお聞きしますけれども、後で相殺されるとはいえ、来年度の保険料が値上がりするということについては、住民生活を考えた場合に賛成しかねるという立場であります。

以上です。

竹内委員長 次に、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号、「平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

川端委員 たくさん案件が残っていて、どうも今日じゅうには終わりそうにないので、また予備日を使うということで、延会ということはできないでしょうか。

竹内委員長 皆さんご意見ございますか。

もし違う日にちとるんでしたら、金曜日の午後1時から。

小川委員 委員長采配で、5時までに終わるように思っているんですけども。延長という形でどうでしょうか。私の意見です。

竹内委員長 それでは、次の議案に移っていきたいと思います。その時間の加減でまたお話しさせていただきますたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 議案第10号、「平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 予算書の146ページから154ページをらんください。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号、「平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第10号は、本委員会において可決されました。

議案第11号、「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 予算書の155ページから165ページをらんください。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 本件に関しては、もうこの場では事細かくは申し上げませんが、担当部局においては、正確に実務を進めておられることと思いますし、ご苦労もお察しするところでありますけれども、本件に関しましては、この後期高齢者医療制度という大きな制度上の誤りに問題を感じるということがありますので、賛成しかねます。

以上です。

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号、「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第14号、「平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 予算書210ページから240ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

中原委員 219ページの第1号被保険者保険料ですけれども、これは後ほど提案をされる条例とかかわりある部分かなと思いますけれども、確認をしておきたいと思います。後ほど提案される介護保険条例の一部を改正する件と重なると思いますけれども、来年度から保険料を見直すということで、保険料が減額される部分が大いに出るというふうに受けとめているんですけれども、その保険料について、この予算書には反映されているというふうに見てよろしいでしょうか。

岸本福祉部高齢福祉課長 今、委員ご指摘のとおり、反映しております。金額等については、後ほ

どの条例の一部改正で説明させていただきます。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

中原委員 介護保険の改定については、午前中も含めまして、いろいろと不安に思っていることを申し上げてきたところであります。4月からの認定制度が変わることへの影響や、また、介護従事者の処遇改善が本当に実を結ぶものになるのかというような点に関しては、非常に不安を感じるところも抱えながらですけれども、今回、保険料につきましては、後ほど詳しくご提案いただくということでもありますけれども、たまっていた基金をほとんどの割合で取り崩すということをお聞きしておりまして、たまっていた基金につきましては、これまで取り過ぎていた保険料であるというふうに考えた場合に、お返しするのは当然だという考えもございしますが、また、厚生労働省を通じての通知もあったところで、基金に残っているところは、次の年度の保険料見直しに充てなさいよというような通知もあったというふうに聞き及んでおりますけれども、実際に判断するのはそれぞれの市町村であるというふうに考えますので、そのあたりを考えた場合に、今回の決断に対しては、一種の英断であるというふうに評価しておりますので、本予算に関しては賛成したいと思います。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号、「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第14号は、本委員会において可決されました。

議案第15号、「平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

竹内委員長 予算書241ページから249ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

中原委員 ちょっとここにかかわるかどうか、ここに関連していればお答えをいただきたいんですけども、サービス提供責任者についてお聞きをしておきたいと思います。

今回の改定の中で、ちょっと記憶が不鮮明なんですけれども、このサービス提供責任者について、確かこれまでは正職員と言いますか、そういう方しかその役割は担えないというような規定があったように記憶しているんですけども、今回、制度上の見直しで、一部サービス提供責任者について、非常勤も配置することができるというような内容の改定があったように記憶しているんですけども、そのあたりについて、私がちょっと心配だなと思いますのは、これまでどおりやはり正職員という安定した形でサービス提供責任者を置いていただきたいというのが望みなんですけれども、それが今後も継続してかなえられるかどうかという点についてお聞きしておきたいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 今言われているサービス提供者のことなんですけども、これは岬町の場合、正職員で対応しております。

以上です。

中原委員 今後も引き続いて、同じ条件で配置していくというお考えか、確認したいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 今後も引き続き、正職員で対応というふうに考えております。

以上です。

中原委員 今回いろんな面で改定がなされておりますけれども、このサービス提供責任者を一部非常勤で配置できる、しなければならないでは決していないんですけども、できるという、この点に関しては改悪であるというふうに考えておりますので、今、正職員で配置しているところを継続して、今後にわたっても続けていただきたいとご要望申し上げておきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号、「平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第15号は、本委員会において可決されました。

議案第28号、「岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 厚生委員会資料の13ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第28号、「岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件」について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第28号は、本委員会において可決されました。

議案第35号、「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」
を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、委員会資料の14ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第35号、「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」
について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第35号は、本委員会において可決されました。

議案第36号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、委員会資料の１６ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第３６号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第３６号は、本委員会において可決されました。

議案第３７号、「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 本日お配りいたしました資料に基づいて、まず説明させていただきます。

そしたら、ペーパー３枚物でございます。まず、１ページで、人口構造の推移ということで、総人口と高齢化率の推移ということで、第３期、１８年、１９年、２０年、次の第４期ということで、２１、２２、２３年の総人口を上にかけています。平成１８年、１万９，０７８人から、平成２３年の計画値では１万７，８６２人、下は高齢者人口でございます。平成１８年が４，７７６人から、平成２３年で５，３０９人、それに伴い高齢化率の方も右肩上がり、平成１８年度の２５％から平成２３年度には２９．７％というふうに計画をしております。今回の第４期計画の推移でございます。

続きまして、要介護認定者の推移ということで、平成１８年からこれも次期計画の２１年から２３年の数字を書いております。一番右に書いておるのが平成１８年で、認定者数は１，１００人、平成２３年度で１，２３２人、１３２人がふえるであろうという計画で

ございます。

次ページをご参照ください。

続きまして、給付の推移ということで、これも18年から23年の給付の推移を書いております。青いのが居宅サービス、赤いのが施設サービス、黄色の部分がその他サービスという形でふえてきているという数字でございます。

3番目に、保険料の推移ということで、今回の条例提案させていただいている分でございます。平成12年から介護保険制度が始まりました。12年のときは3,204円から3,762円、今回は5,529円で、大阪府下で一番高い保険料になっておりました。今回の条例改正について、平成21年から23年の介護保険料については、基準額で4,785円ということで、13.5%の減という形になっております。それに基づいて下の保険料算定にかかる総費用ということで、平成21年から23年、左側に居宅サービス、施設サービス、その他サービス、地域支援事業、3年間の合計で右に50億3,647万4,000円、約50億円程度の3年間で給付が必要であろうという計画を立てております。

次ページをお願いします。

その基準額をもとに、50億3,647万4,000円を1号被保険者の負担分として保険料負担が20%でございます。それを掛けると10億729万5,000円という数字が出てきます。それに保険料収納必要額ということで、調整交付金等増減をしまして、今回の介護従事者処遇改善臨時特例基金1,260万8,000円と準備基金の取り崩し8,000万円を投入いたしまして9億197万3,000円、そこで過去からの収納率を割り戻しますと9億1,570万9,000円という数字になります。これを21年から23年の3カ年の被保数1万5,947人で割り戻すと、月額で4,785円、年額で5万7,420円になるという計算になります。4,785円の介護保険料の内訳でございます。居宅のサービスに使う分が2,538円、施設サービスに使う分が2,042円というふうになっております。あと準備基金を8,000万円投入して425円の減でございます。今回の介護従事者処遇改善臨時特例基金を投入しまして、67円減額しております。

この基金がなければ、中ほどに書いてますように、5,277円という数字になります。今回、基金を投入いたしまして、4,785円という基準額を定めました。下の丸2つでございます。今回の保険料の段階で、保険料の多段階化ということで、現行6段階から8

段階のきめ細やかな段階層にいたしました。

もう一つは、特例第4段階というのを設定いたしました。これを合わせると合計で9段階という細かい設定をいたしました。

それでは、委員会資料の方をご参照ください。22ページの方で説明させていただきます。

22ページの方で、左側が改正案、21年から23年度、右側が現行ということで18から20年度ということでございます。現行の1段階から6段階、今回改正で提案させていただいているのが、多段階化ということで1段階から8段階、中ほどでちょっと太い枠でくくっているところ、第4段階が1.0で基準額でございます。これが4,785円です。新たに設けましたのが特例ということで、ここに枠を設けております。第4段階を現行から新に2段階に分けました。5段階についても、125万という数字で、ここも2段階に分けました。最終の6段階においても200万から400万、400万以上という形で細分化をいたしました。この結果で、1段階から7段階までの人は、右に書いておりますように、▲で書いております。減額という形になっております。一番最後の8段階の方、合計所得金額が400万以上の方については、月約319円、年額で3,830円のアップになるということでございます。そういう内容で今回、一部改正をお願いしたいと思います。

以上です。

竹内委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑、意見はございませんか。

中原委員 資料2ページ目の2給付の推移(1)というところで、その他サービス費というのがありますが、これは具体的にはどのようなサービスを指すのでしょうか。

岸本福祉部高齢福祉課長 その他サービスの内訳については、高額サービス費、地域密着サービス、もう一つ、地域支援事業というのが含まれています。

以上です。

中原委員 後でおっしゃられた2つについて、具体的にご説明を願えますでしょうか。

岸本福祉部高齢福祉課長 地域密着サービスというのは、小規模多機能施設ということで、地域密着で地域に根差した、そういう小さい介護施設というところでございます。

もう一つの地域支援事業というのは、介護予防、後見人制度とかの事業でございます。

以上です。

竹内委員長 そのほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

中原委員 賛成する中身につきましては、先ほど申し上げたところでありますけれども、この場でつけ加えておきたいと思うことがありまして、討論に加わりたいと思います。

今回、現行から来年度以降の改定案を見せていただいたところ、所得が以前よりも細分化されており、より所得に応じた保険料ということが反映されているということで、この点につきましても評価をしたいというふうに考えております。

この介護保険事業につきましては、特に前回の保険料改定のときに、非常に高い金額の保険料を設定することに至って、担当する職員、特に直接利用者に接する方にとっては、保険料が高いということを訴えられて、時には泣かれたこともあるということで、非常に苦慮されたところであろうかと思いますが、今回、少しでもそういった意味での苦勞が報われればなあという思いであります。

この細分化につきましても、先ほど申し上げたことにあわせて評価をしたいという思いで、賛成いたします。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第37号、「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第37号は、本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案13件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、

委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

（午後 3時57分 閉会）

以上の記録が本町議会第 1 回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

岬町議会

委 員 長 竹 内 邦 博